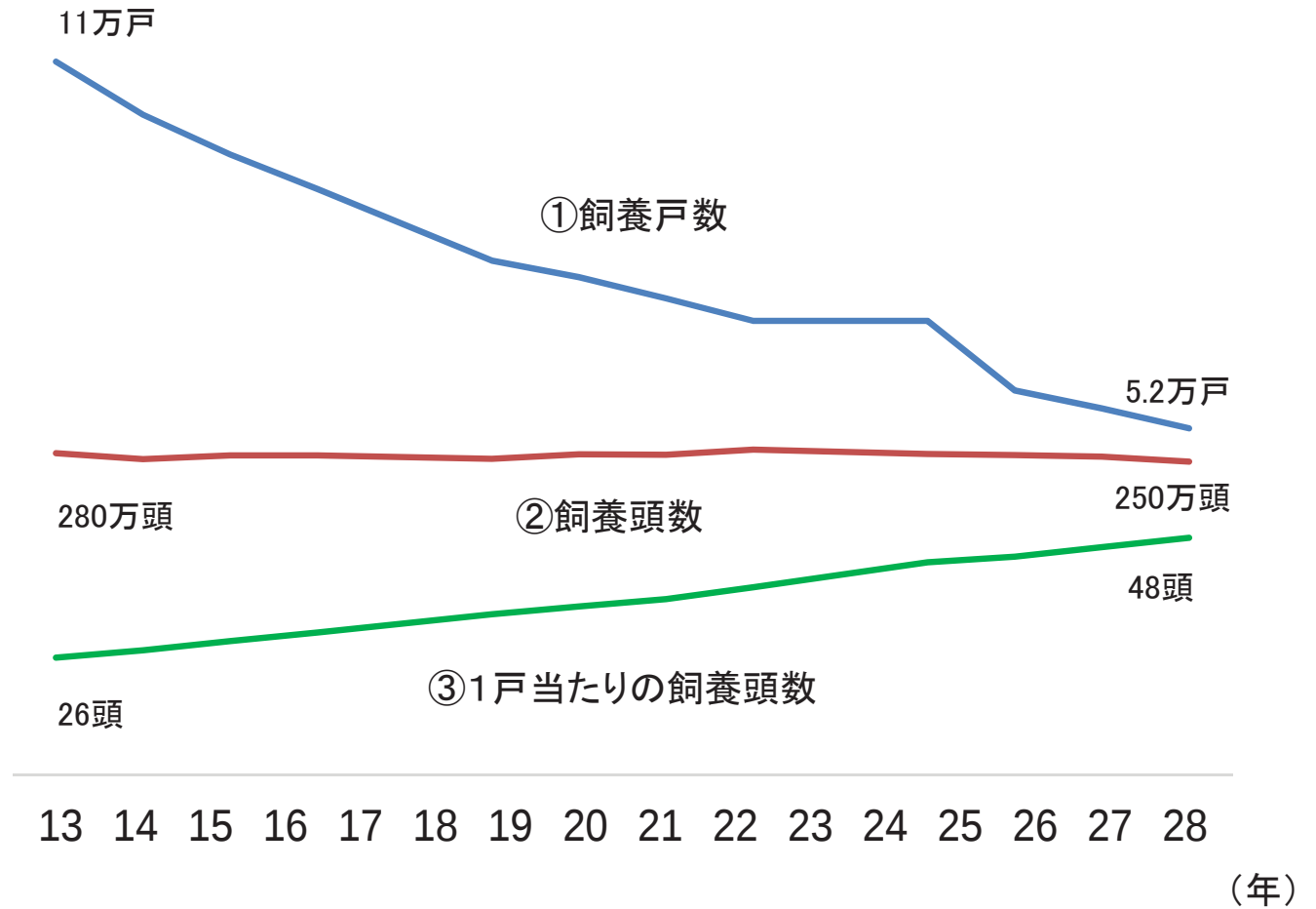


肉用牛の飼養動向

①飼養戸数は、近年減少傾向で推移しており、14年間で約5割減少。
(13年:11万戸→28年:5.2万戸)

②飼養頭数は、近年ほぼ横ばいで推移している。
(13年:280万頭→28年:250万頭)

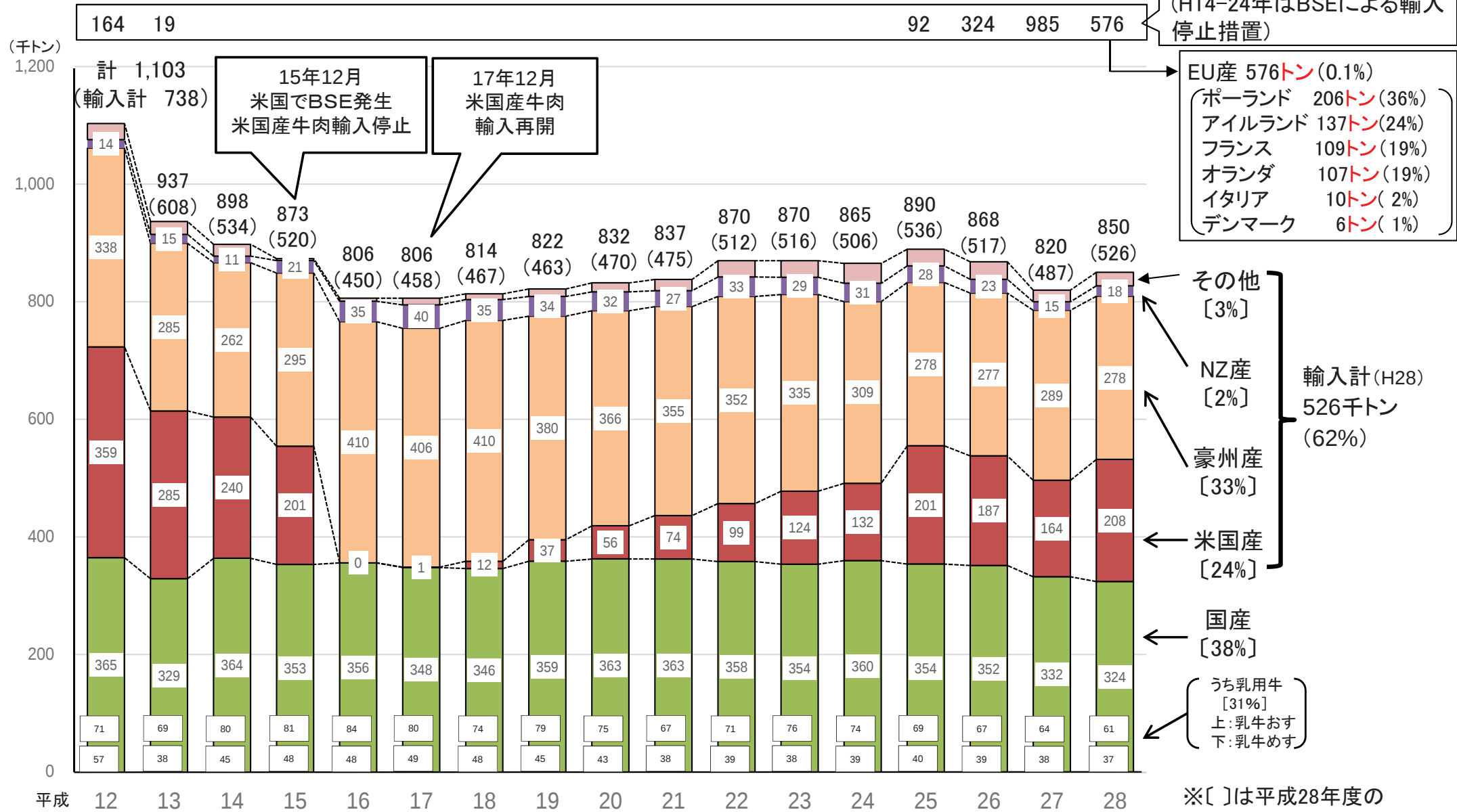
③1戸当たりの飼養頭数は着実に増加しており、14年間で約1.8倍の増加。(13年:26頭→28年:48頭)



出典:農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」

我が国の牛肉の供給量

【12～28年度】



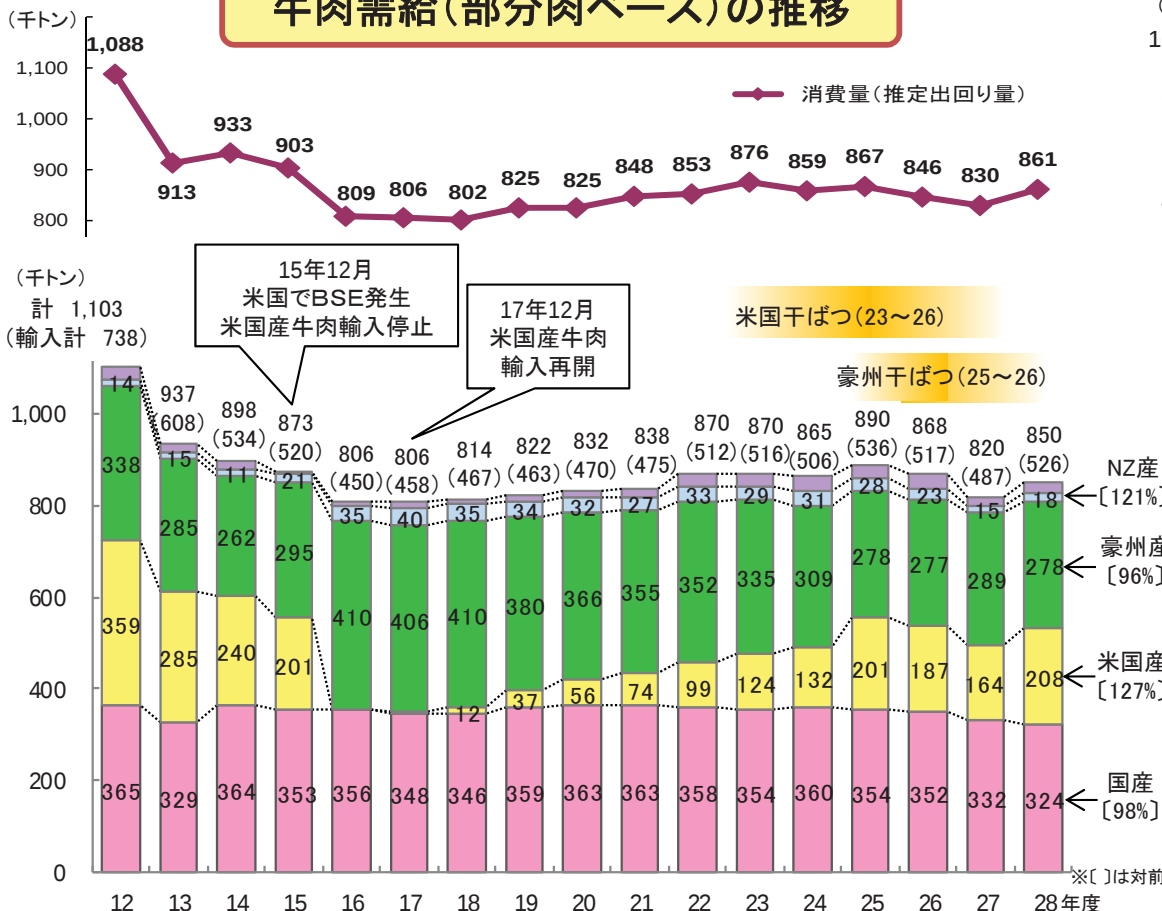
資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量(推定出回り量)は、我が国や米国でのBSEの発生により、大幅に減少した後、回復基調で推移。最近は、米国及び豪州における干ばつの影響を受けて、26年度から27年度にかけて、輸入量が減少し、需給が引き締まって推移。その後、豪州産は減少傾向が続いているが、米国産は回復傾向となったこと等から消費量はやや回復。
- 国内生産量は35万トン前後で推移していたが、主に和牛の生産量減少を背景に、最近減少しており、28年度は32万トンとなった。
- 牛肉の自給率(重量ベース)は、近年40%台で推移。

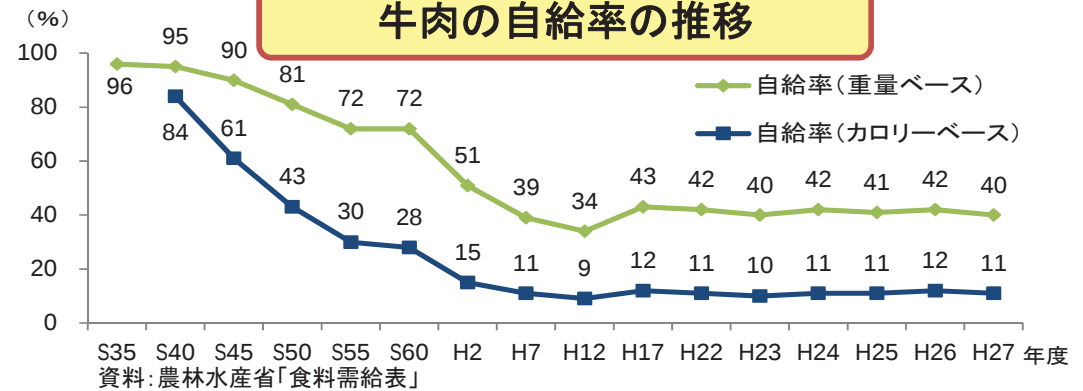
牛肉需給(部分肉ベース)の推移



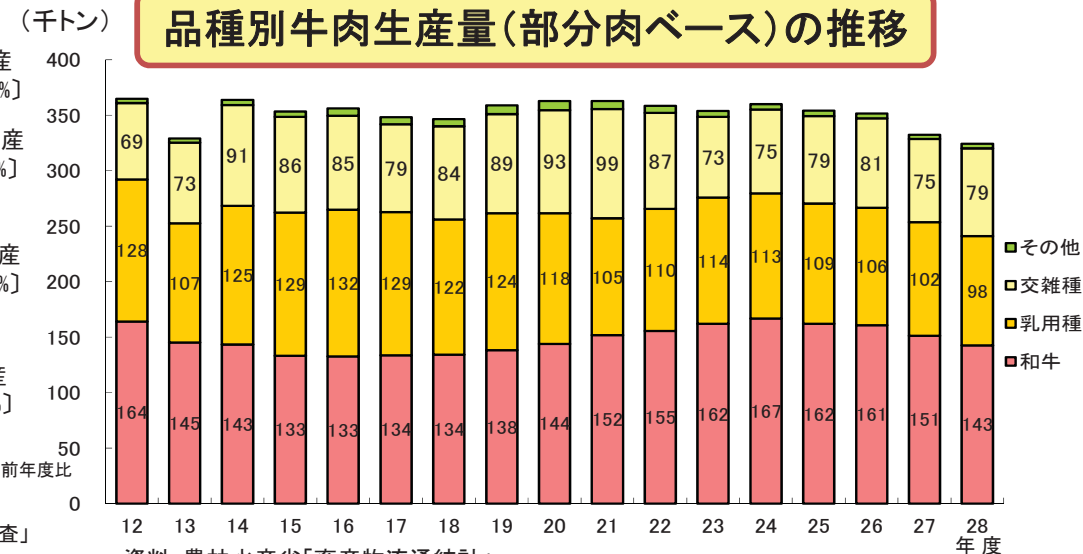
資料:農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注:推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出货量

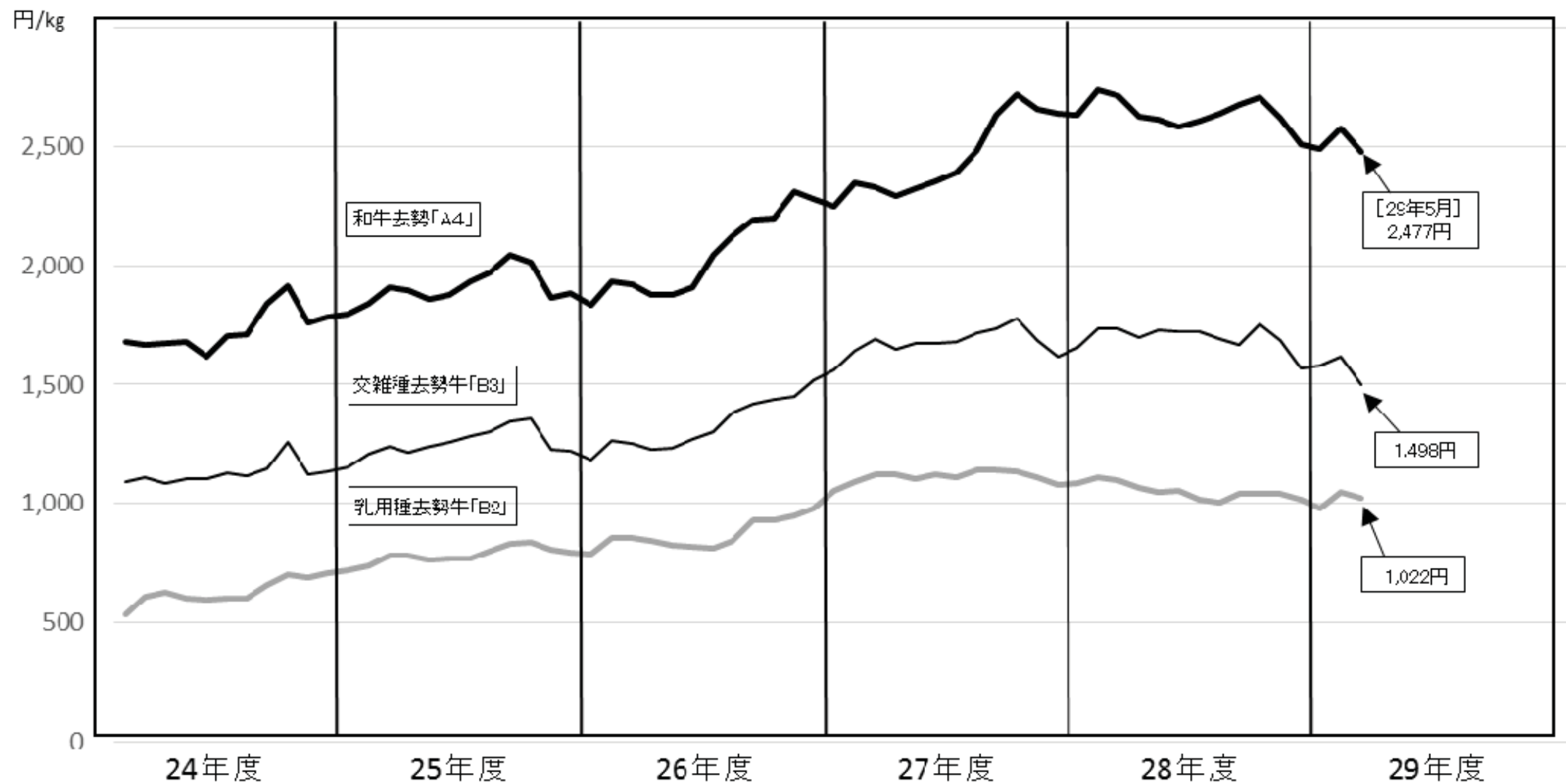
牛肉の自給率の推移



品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



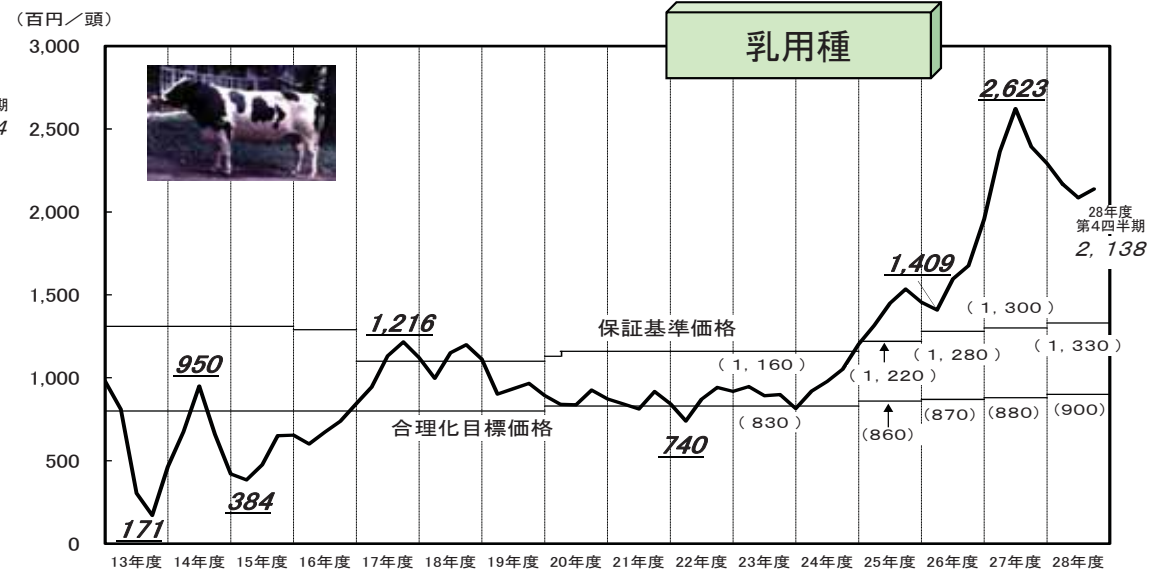
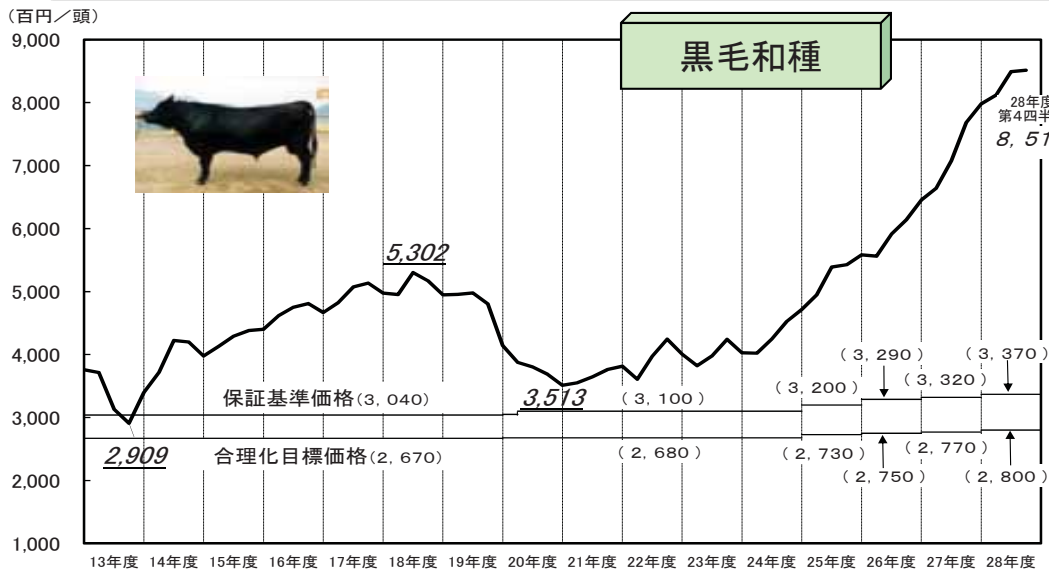
国産牛肉の価格動向



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

肉用子牛価格の推移

- ・ 肥育もと牛となる肉用子牛の取引価格は、各品種とも平成13年度の国内BSEの発生等の影響により大きく下落したが、その後、回復傾向で推移。
- ・ 平成19年度以降は、枝肉価格の低下に伴い低下したが、繁殖雌牛の減少により子牛の分娩頭数が減少したことに加え、枝肉価格が上昇したことから、24年度以降は、肉用子牛価格も上昇し、過去20年で最高水準。



※「補給金」は肉用子牛生産者補給金単価、「支援交付金」は肉用牛繁殖経営支援事業の交付金単価

○ 牛肉に係る国境措置

- i) ウルグアイ・ラウンド（UR）農業交渉において、国際的に認められた関税水準（譲許税率：50%）を超えて、自主的に関税率を50%（1994年）から38.5%（2000年）まで段階的に引き下げることに合意した。
- ii) 一方、その代償として、冷蔵牛肉、冷凍牛肉の各々について、各四半期末までの累計輸入量※¹が発動基準数量（前年度同期の輸入量※²の117%）を超えた場合、関税率が譲許税率である50%まで戻される関税緊急措置が導入されている。

※1 UR農業合意後、順次、交渉相手国とEPAを締結したことに伴い、EPA対象国からの輸入量はカウントから除外することとした。

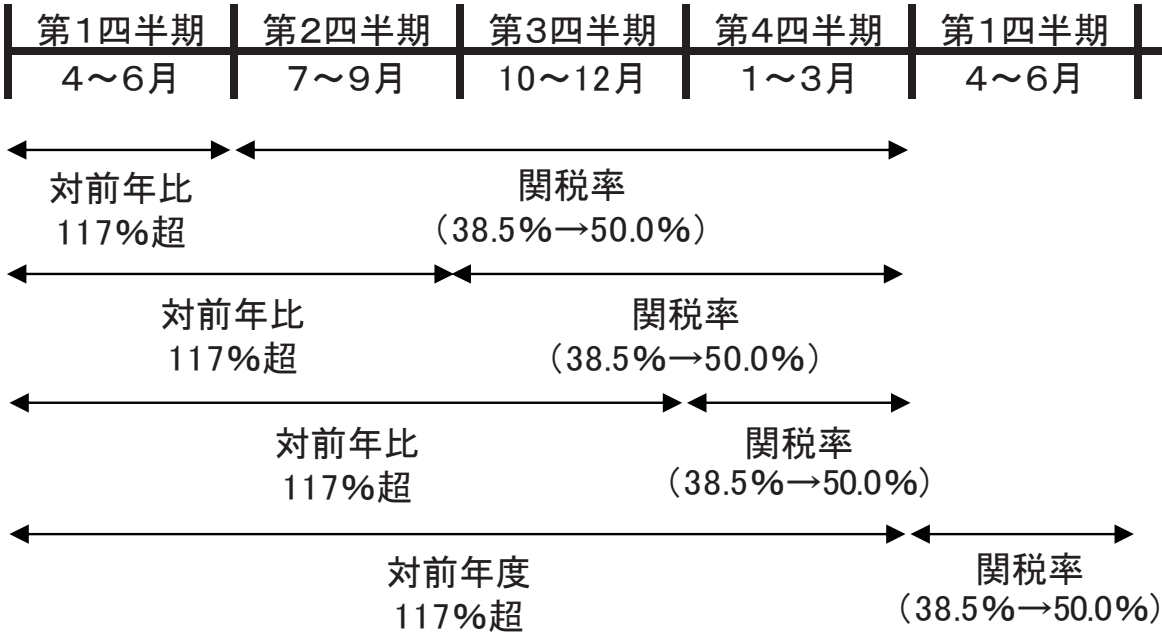
※2 当該年度の全世界からの輸入実績が、全世界の①前年度の実績、又は②平成14～15年度（米国でのBSE発生により輸入量が急減した異常年度の直前の時期）実績のうち高い方の117%より低い場合は、発動しない仕組みとなっている。

○ 牛肉の関税率

(単位: %)

年度 (西暦)	平成6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 ~ 29 (2000~2017)
関税率	50.0	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5

○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにはタイムラグ(約1か月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

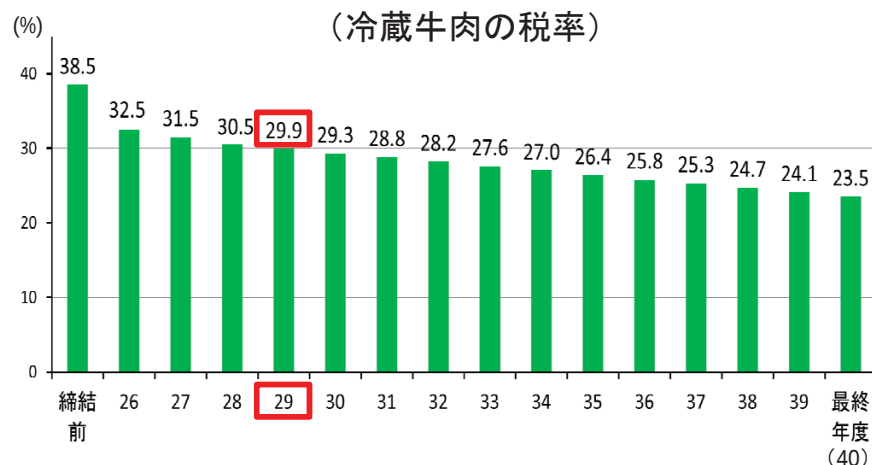
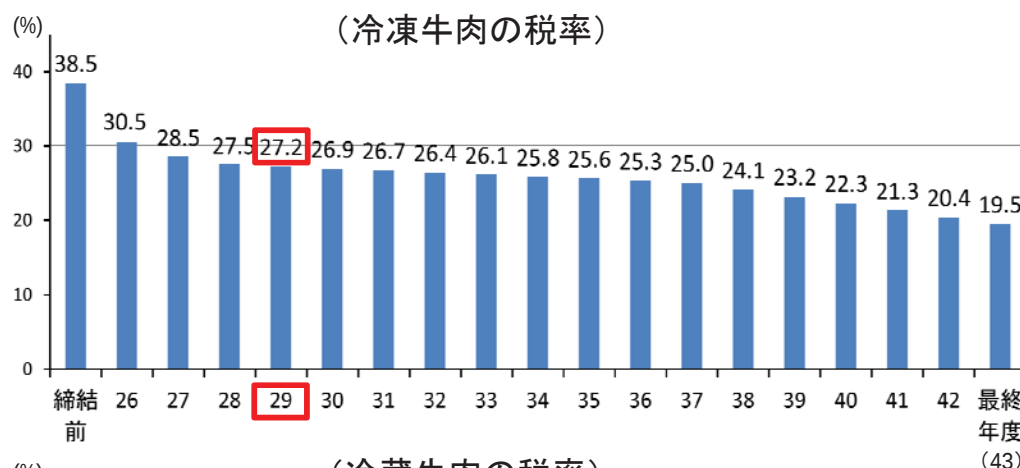
日豪EPAにおける牛肉分野の合意内容

豪側の要求： 現行税率(38.5%)の撤廃ないし大幅な削減

合意内容： 段階的関税削減 (冷凍)18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
(冷蔵)15年目に23.5%まで削減(約4割削減)

※ 豪州からの輸入量が発動基準数量を超えた場合に税率を38.5%に戻す数量セーフガードを導入。

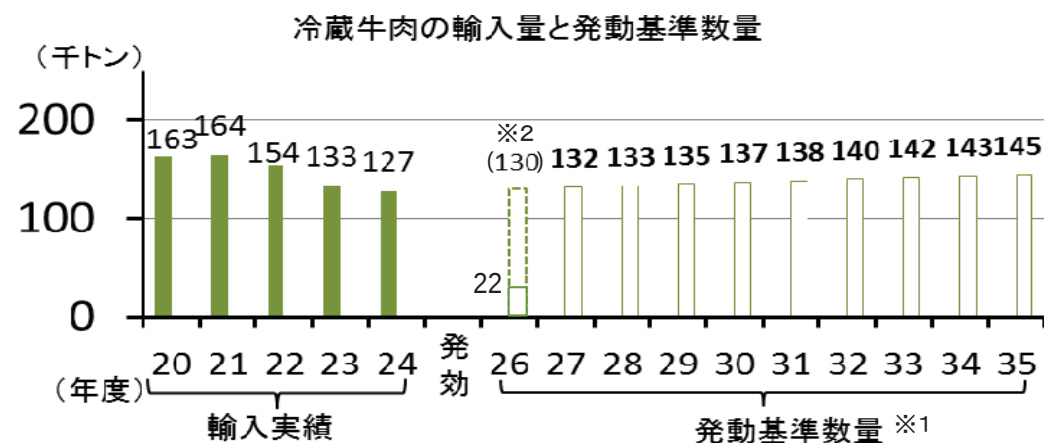
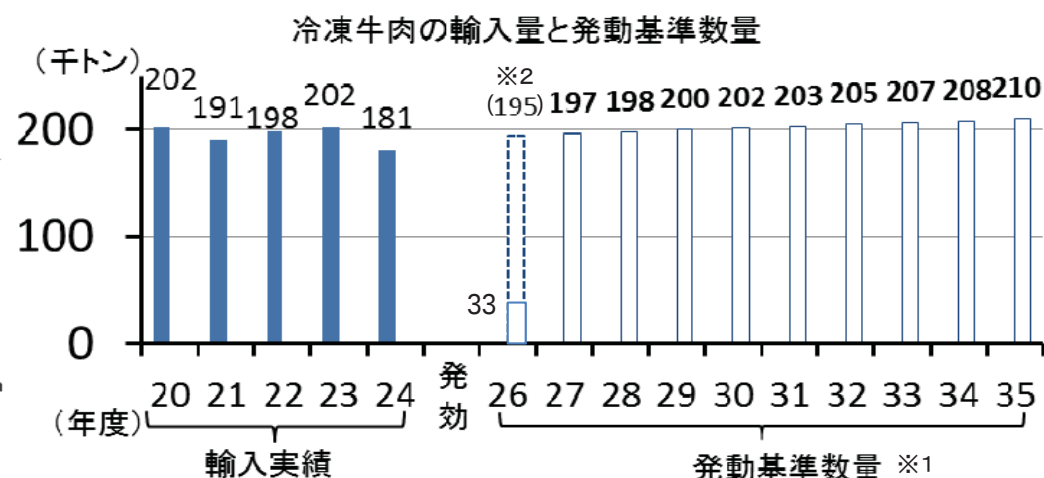
関税率は長期間かけて段階的に削減



※1 発動基準数量については、100トン単位で四捨五入して表示している。

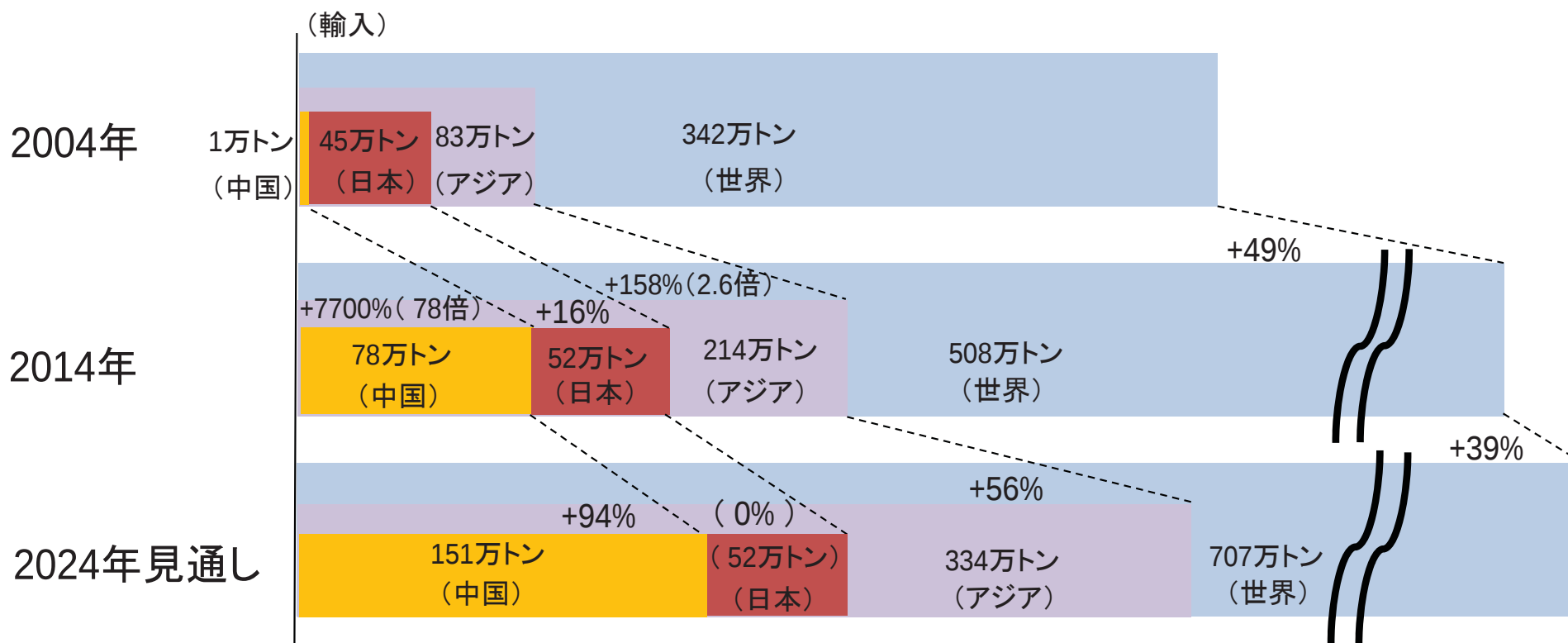
※2 日オーストラリア経済連携協定の発効が平成26年度途中の平成27年1月15日となることから、平成26年度の牛肉の特別セーフガードについても年度途中の同年月日の開始となるため、発動基準数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書で決められた発動基準数量)÷12ヶ月×2ヶ月(端数は四捨五入)となる。

低税率の適用は、近年の輸入量程度が上限



世界とアジア地域の牛肉の輸入状況について

- 2004年の世界の牛肉輸入は342万トン、うちアジア地域が83万トン、日本が45万トン。
- この10年間で、中国の牛肉輸入は78倍、アジアは2.6倍に急増し、2014年では我が国と中国で世界の輸入の3割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は50万トン程度で横ばい)。
- このように、我が国以外の牛肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の牛肉輸入量は707万トン(2014年と比べて+39%)、うち中国が151万トンとの見通し。



(出典) USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2015.2” (部分肉ベースに換算)

財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、韓国、フィリピン、台湾、香港の計。2014年と2024年は、日本、韓国、台湾、フィリピン、中国、香港、その他アジアの計。
(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

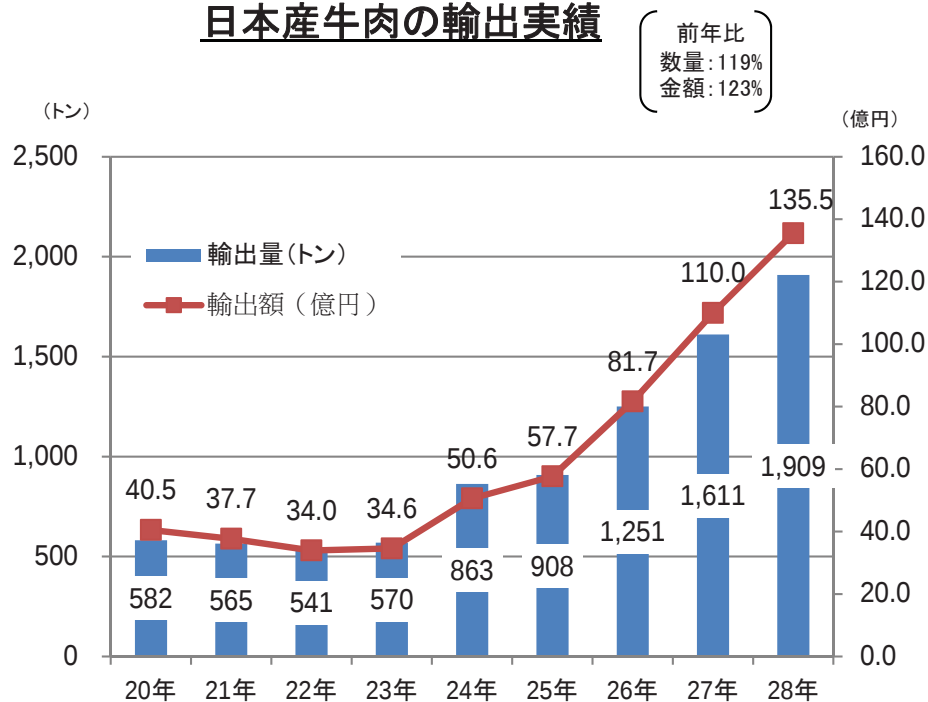
「世界」は、USDA資料中の主要牛肉輸入国の輸入量の合計。

「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

国産牛肉の輸出について

- 平成17年12月に、我が国におけるBSE発生を理由に輸出が停止していた米国及びカナダ向け輸出が再開。その後、香港等にも輸出が可能になり、平成19年から輸出が本格化。
- 我が国における口蹄疫発生、福島第一原子力発電所事故の影響により輸出が一時停止したこと等から、平成20年から23年の輸出は横ばいで推移していたが、平成24年は8月に対米輸出が再開し、好調に推移。
- 平成28年の輸出実績は、日本畜産物輸出促進協議会がオールジャパンで実施するプロモーションの効果等により、136億円(1,909トン)と過去最高を更新。
- 平成31年に輸出額250億円(4,000トン相当)を目標として設定。

日本産牛肉の輸出実績



資料:貿易統計

EU加盟国への輸出実績等

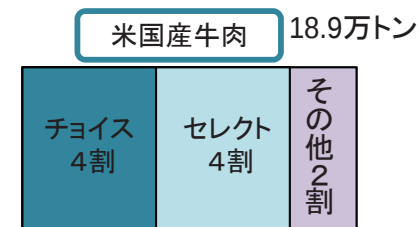
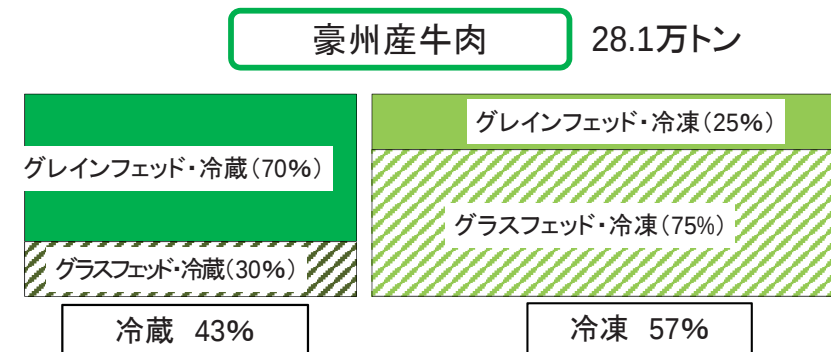
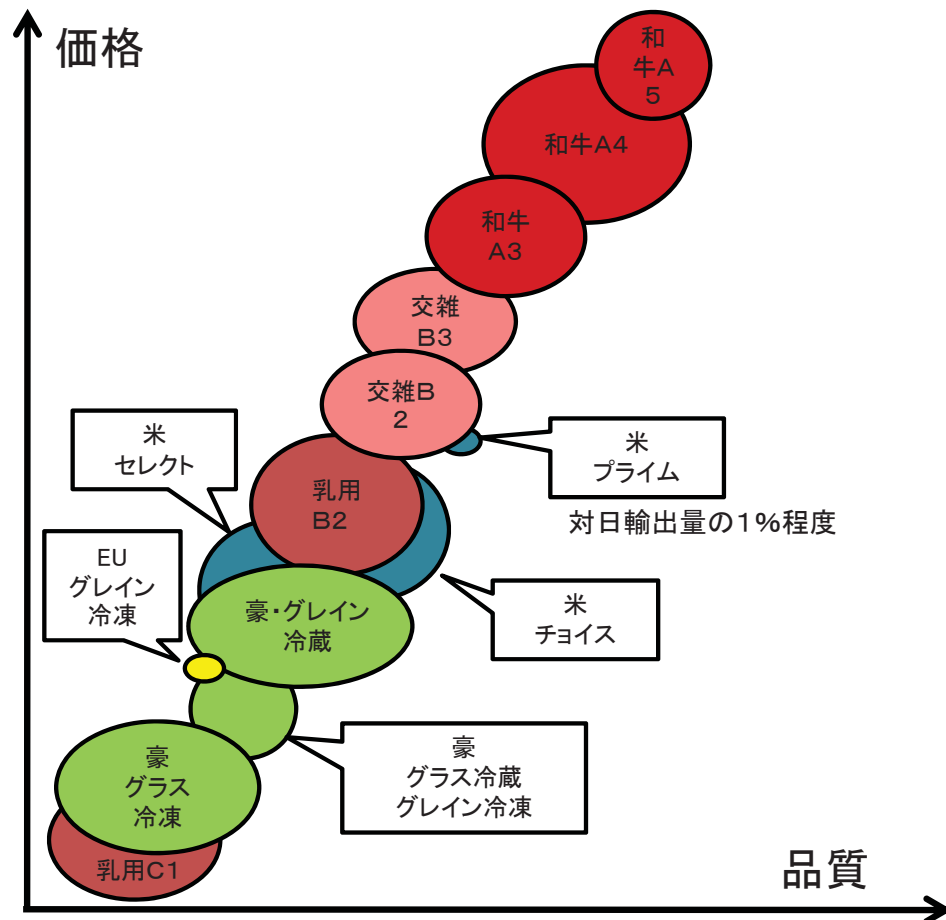
(牛肉)	衛生条件	関税率	H28年実績	
			輸出量 (トン)	輸出額 (百万円)
EU	あり	12.8%+141.4~304.1 ユーロ/100kg	127 (前年比11%増)	1,203 (前年比13%増)
全世界			1,909 (前年比19%増)	13,552 (前年比23%増)

EU向けの施設認定状況

現在、4か所が認定済み、輸出認定に向けた準備を行っている施設が1か所、また、施設整備中が3か所ある。

牛肉の品質・価格について

- 和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さい。
- 乳用種(ホルスタイン種)牛肉は、
 - ① B2が米国産を中心に競合。
 - ② C1(主に廃用牛)が豪州産冷凍グラスフェッドを中心に競合。



資料: MLA、業界聞取り(米国産牛肉)
2014年次のデータ

牛肉関連製品の具体例

関税率 10～50%、161.50円/kg

牛肉調製品

ビーフカレー
21.3%

ビーフジャーキー
10%

コンビーフ
21.3%



(関税番号)

021020000 021099020 160210000 160220010
160250210 160250291 160250292 160250299
160250310 160250320 160250331 160250339
160250391 160250399 160250410 160250420
160250490 160250510 160250520 160250590
160250600 160250700 160250810 160250890
160250910 160250991 160250999 160300010

輸入量 0.6万トン
(EUシェア 10%)
輸入単価 865円/kg

関税率 12.8%

牛タン、
ハラミ、
肝臓等



(関税番号) 020610011
020610019 020621000
020622000 020629010

輸入量 6.2万トン
(EUシェア 0.3%)
輸入単価 1,175円/kg

肥育素牛
38,250円/頭



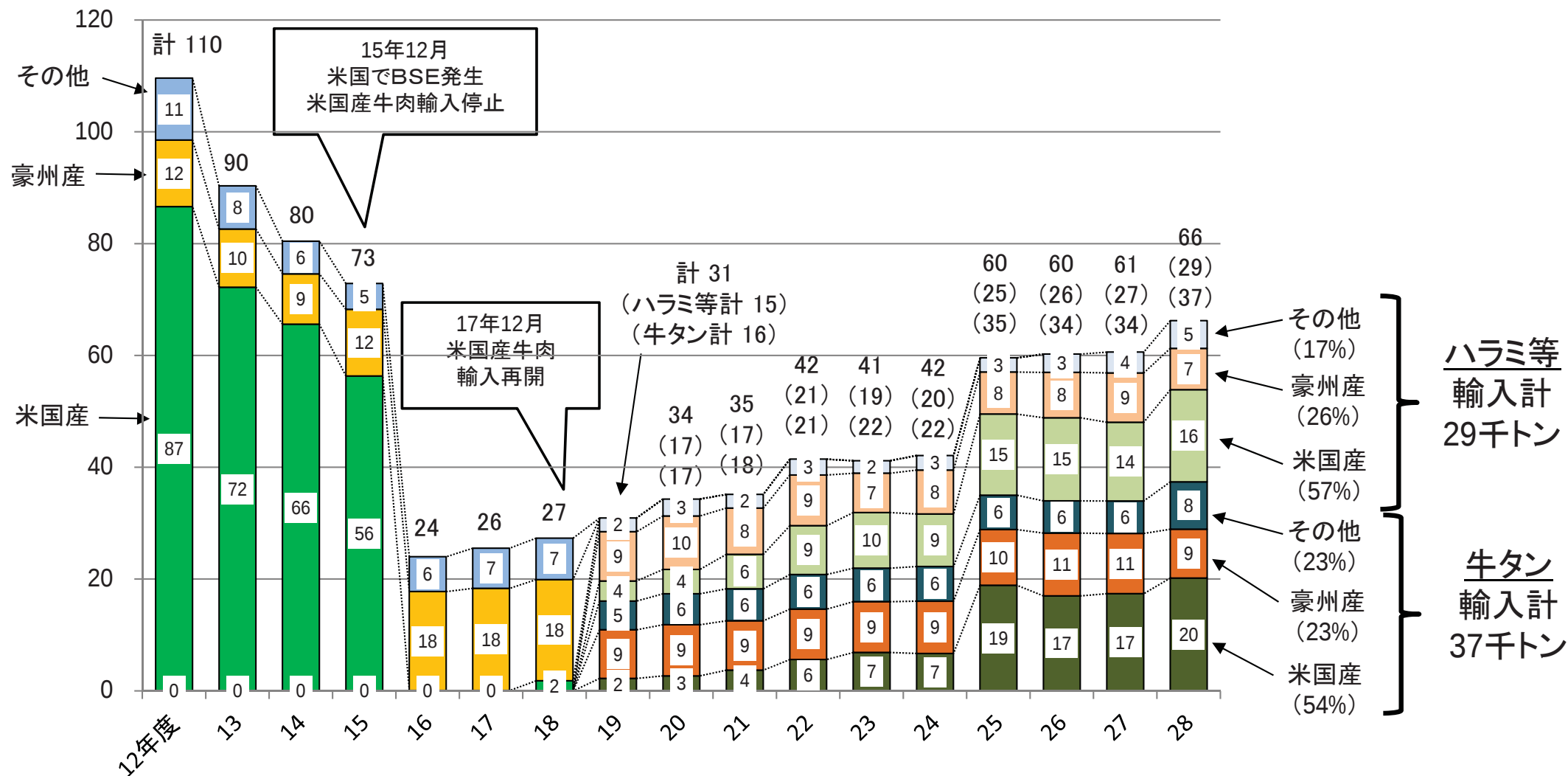
(関税番号)
010229100

輸入量 1万頭
(EU 輸入実績なし)
輸入単価 19.9万円/頭

(出典:貿易統計、数値は28年度)

牛タン・ハラミ等の輸入量の推移について

○ 牛タン及びハラミ等の輸入量は、平成15年12月の米国でのBSE発生の影響による減少以降、増加傾向で推移しており、米国からの輸入が半分以上を占めている現状。



資料:財務省「日本貿易統計」

※ 19年1月(18年度第4四半期)より、統計上牛タンとハラミ等が分かれたため、18年度以前は牛タンとハラミ等の合計数量、19年度以降は牛タンとハラミ等の各々の輸入数量を示している。

牛タン・ハラミ等の国別輸入量

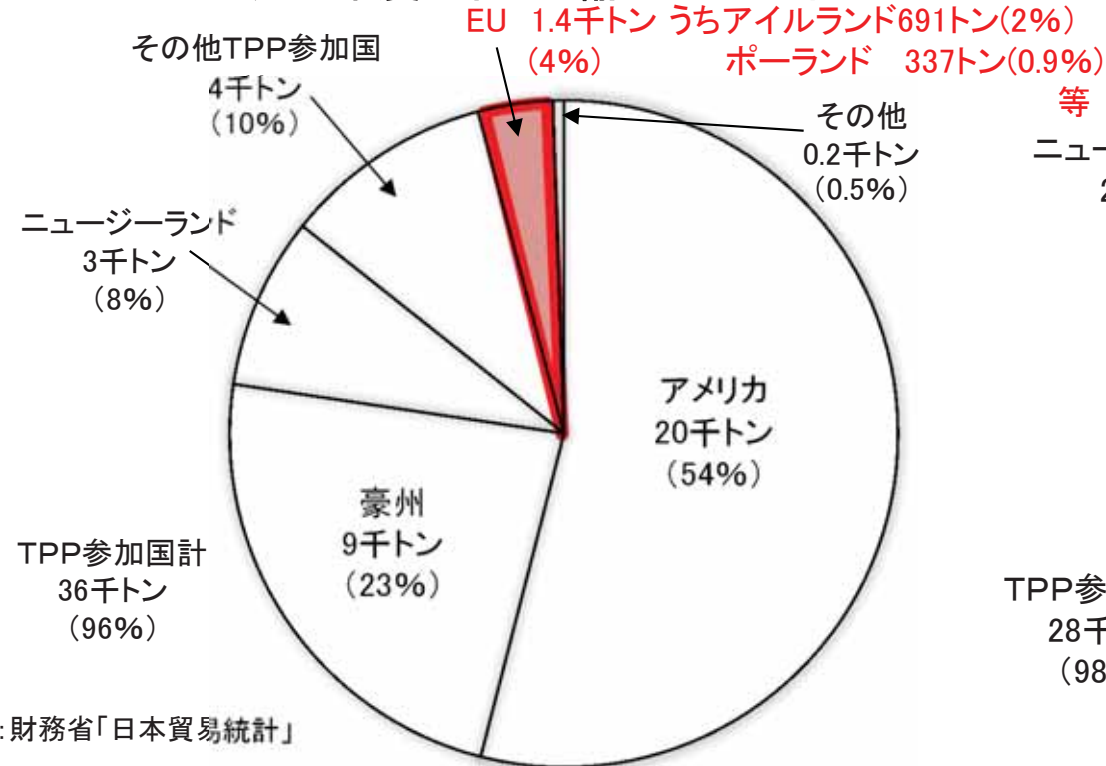
(合意内容)

- 【牛タン】 現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃。
 【ハラミ等】 現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し、13年目に撤廃。
 (胃、腸などのいわゆる白モツは、現行の関税率が既に無税)

(需給状況)

- 牛タン及びハラミ等のEUからの輸入はごくわずか。
- 牛タン及びハラミ等のTPP参加国からの輸入量は、ともに全体のほぼすべてを占めている。
- 牛タン及びハラミ等ともに、国内供給量の大半を輸入で占めている状況。

平成28年度 牛タン輸入量 37千トン

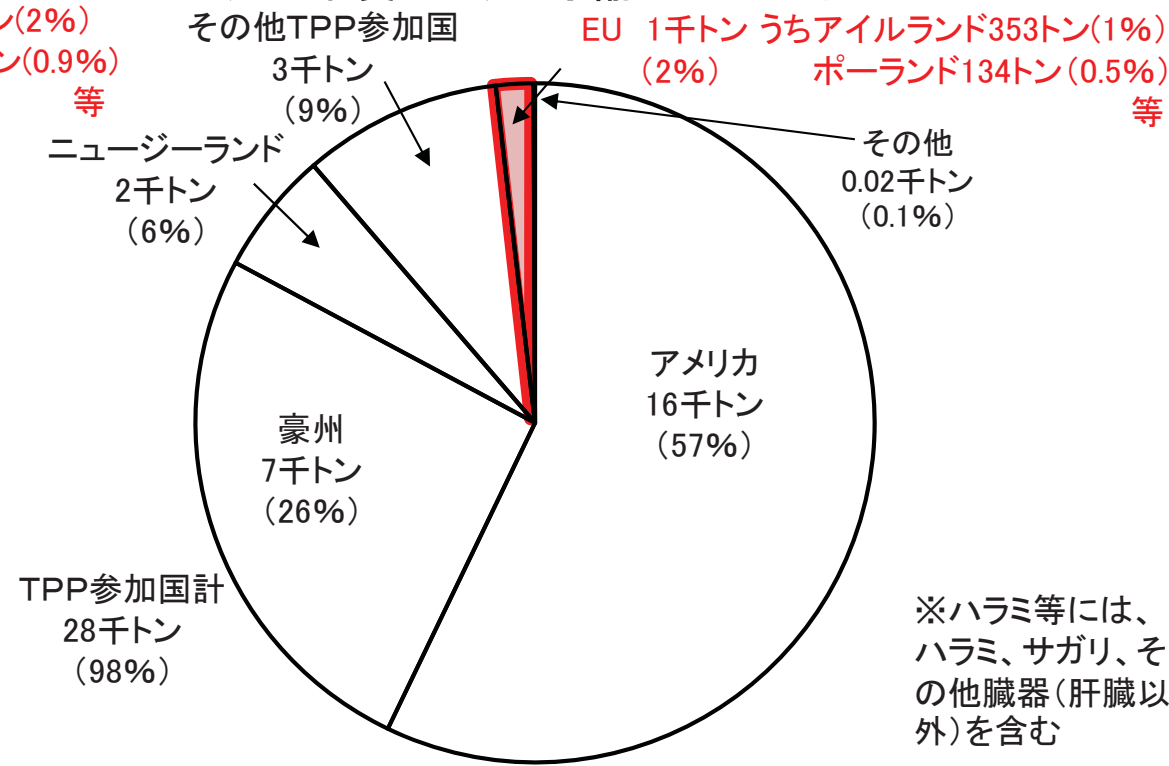


出典:財務省「日本貿易統計」

平成28年度 牛タン国内供給量 38千トン
 (うち、輸入37千トン、国産1千トン)
国産牛タンの割合 約3%

(出典:農林水産省調べ)

平成28年度 ハラミ等輸入量 29千トン



※ハラミ等には、ハラミ、サガリ、その他臓器(肝臓以外)を含む

平成28年度 ハラミ・サガリ国内供給量 32千トン
 (うち、輸入29千トン、国産3千トン)
国産ハラミ・サガリの割合 約10%

(出典:農林水産省調べ)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。
- 肉専用種については、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び岩手県(日本短角種のみ)の10県で地域算定を実施。

《事業内容》

- ①積立割合:生産者:国=1:3
- ②補填金 :1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
- ③対象品種:肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
- ④対象者 :肥育牛生産者

《29年度》

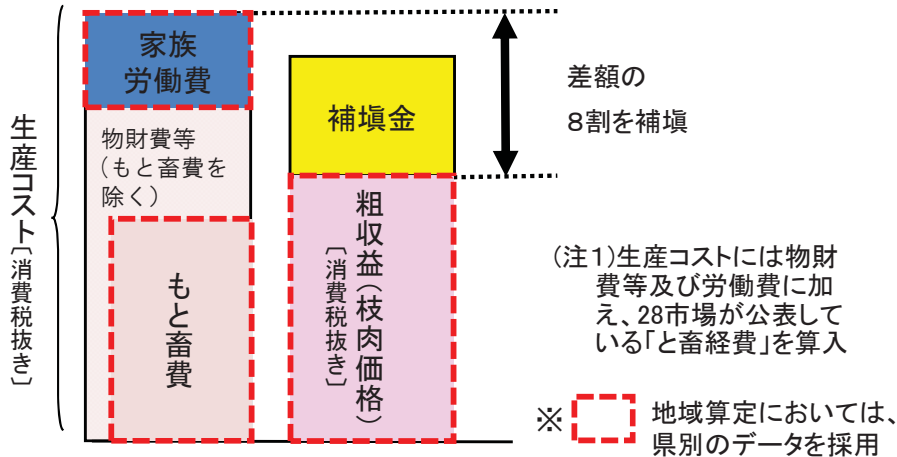
1頭当たりの積立金		(うち生産者積立金)	
肉専用種	24千円/頭	(6千円/頭)	
交雑種	76千円/頭	(19千円/頭)	
乳用種	88千円/頭	(22千円/頭)	

※ 地域算定実施県は別途設定

《29年度所要額》 869億円

《28年度》

40千円(10千円)
100千円(25千円)
104千円(26千円)



平成26～28年度補填金単価(単位:円/頭)

		平成26年度												平成27年度												平成28年度																		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
肉専用種	全 国	—	—	2,900	5,900	24,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	広島県	—	—	—	8,700	17,300	2,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	福岡県	—	—	7,000	24,300	43,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	佐賀県	—	—	10,100	24,300	48,000	6,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	長崎県	—	—	1,900	17,500	27,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	熊本県	—	—	—	55,500	55,200	21,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	大分県													—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	宮崎県																									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鹿児島県	—	—	3,100	20,400	45,500	23,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
	沖縄県																									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手県(日本短角種のみ)																										13,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,300	17,600	13,800
交 雑 種		36,700	39,400	63,500	72,500	67,200	62,000	33,400	22,200	29,600	25,700	3,200	—	—	—	10,600	18,500	—	2,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,200	—	—	30,700	39,000							
乳 用 種		44,300	45,700	48,900	54,300	58,800	65,400	64,200	48,500	54,800	61,900	63,600	57,100	28,800	24,700	12,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,800	26,800	47,000	45,300	51,500	61,100	72,100	75,200	70,700				

肉用子牛対策の概要

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)
- ・ また補給金制度を補完するため、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付(肉用牛繁殖経営支援事業)

46万円／頭(黒毛)

肉用牛繁殖経営支援事業

29年度所要額: 176億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

発動基準(29年度)

①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種

【46万円】 【42万円】 【30万円】

※補給金制度の契約肉用子牛が対象

※発動基準は、出荷日齢を早める合理化の取組を促進することを旨として算定

33万9千円／頭(黒毛)

肉用子牛生産者補給金制度

29年度所要額: 199億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付

保証基準価格(29年度)

①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種、

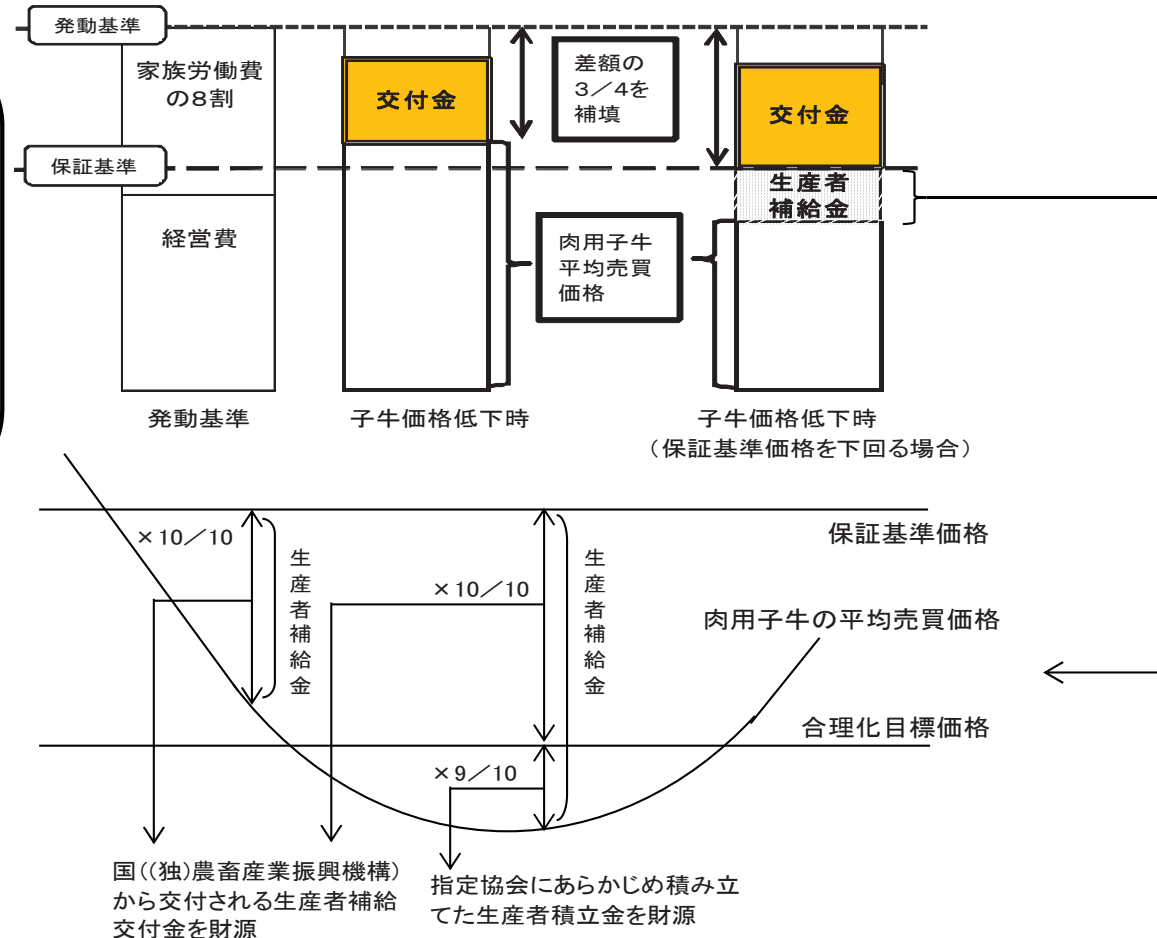
【339千円】 【309千円】 【221千円】

④乳用種、 ⑤交雑種

【136千円】 【210千円】

法律の目的

「この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して…独立行政法人農畜産業振興機構に…生産者補給金等の交付業務を行わせる…」



○負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4

○1頭当りの生産者積立金

・黒毛和種 :1,200円/頭(うち生産者負担金300円/頭)

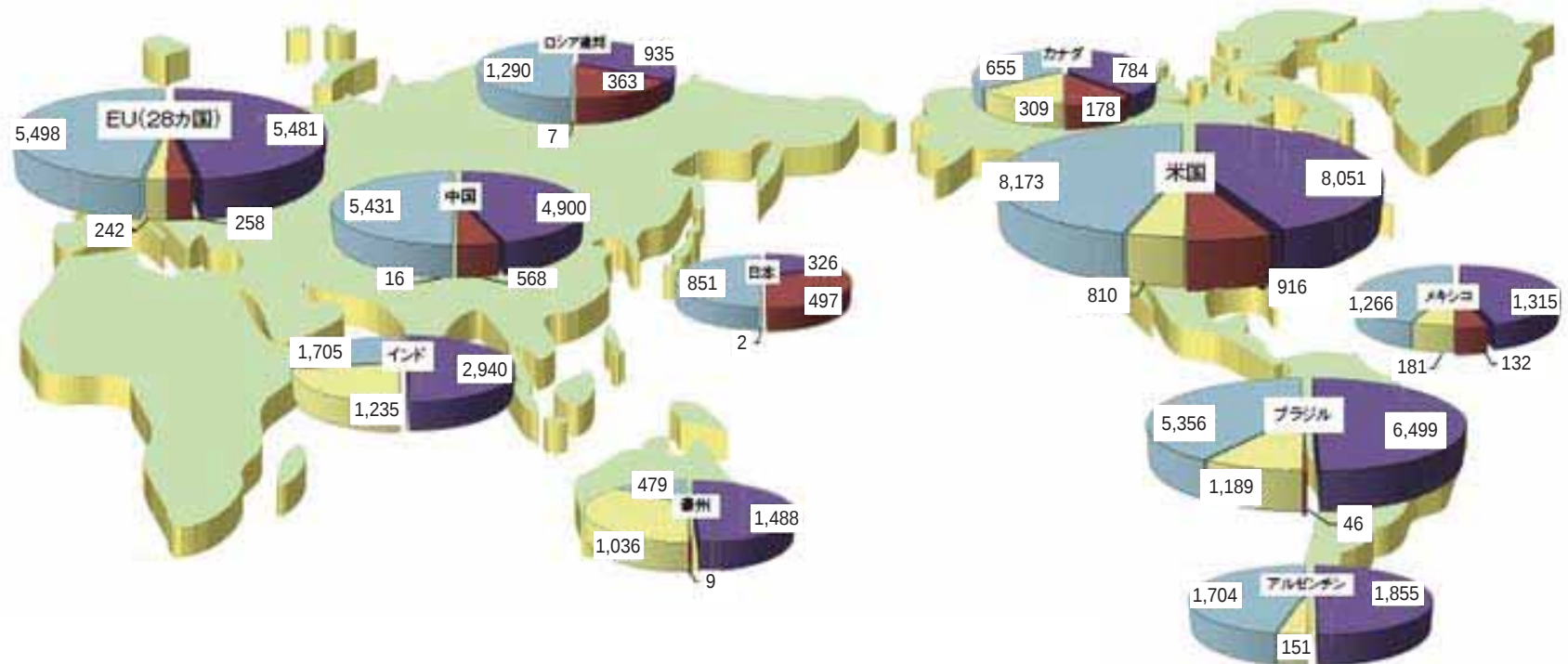
・乳用種 :6,400円/頭(うち生産者負担金1,600円/頭)

・交雑種 :2,400円/頭(うち生産者負担金600円/頭)

世界の牛肉需給

項目 順位	生産量 (シェア)	輸出量 (シェア)	輸入量 (シェア)
1	米国 (23%)	インド (24%)	米国 (31%)
2	ブラジル (19%)	ブラジル (23%)	中国 (19%)
3	EU (16%)	豪州 (20%)	日本 (17%)
4	中国 (14%)	米国 (16%)	ロシア (12%)
5	インド (9%)	カナダ (6%)	EU (9%)

牛肉



資料: 米国農務省

注: 2016年データを基に作成、数量は部分肉ベース

牛肉輸入量の推移（EU国別）

（部分肉ベース、単位：トン、％）

年 度												
	合 計											
		EU計	ポーランド	アイルランド	フランス	オランダ	イタリア	デンマーク	オーストリア	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド
3	326,919	324		283	0			22		20		
4	423,429	304		304	0			0	0	0		
5	566,911	16							16			
6	583,964	34			9				25			
7	658,365	28			1	9		5	13			
8	611,241	68			0	51		17				
9	658,966	90			58	33						0
10	681,791	84			84							
11	682,596	111			78	8					25	
12	738,415	111			85			26				
13	607,540	0										
14	534,012											
15	520,096											
16	450,363											
17	458,103											
18	467,237											
19	463,122											
20	469,642											
21	475,426											
22	511,675											
23	516,189											
24	505,720											
25	535,546	92			81	11						
26	516,540	324	22	140	146	15						
27	487,475	985	670	129	143	44						
28	526,065	576	206	137	109	107	10	6				

資料：財務省「日本貿易統計」

注1：EU計は、16年4月までは15カ国、16年5月から18年12月までは25カ国、19年1月からは27カ国、25年7月からは28カ国計。○内は加盟以前の輸入量。

注2：輸入量のうち枝肉輸入分については、部分肉換算量を示す。

○牛肉主要輸入国（＋EU）のCIF単価

（単位：円/kg）

年度	総計CIF			うち米国			うち豪州			うちNZ			うちカナダ			うちEU		
		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン
12	390	513	272	466	679	317	315	389	200	355	556	283	355	635	254	1,025	1,307	669
13	418	550	296	478	688	333	364	450	241	361	597	294	381	613	299			
14	385	525	256	417	619	278	360	461	225	390	650	314	310	572	237			
15	444	598	307	499	674	362	411	552	260	379	700	325	431	625	289			
16	461	611	316	—	—	—	465	608	305	400	726	359	—	—	—			
17	486	643	331	797	808	595	487	637	312	429	782	380	903	901	2788			
18	495	670	335	662	743	556	490	662	315	461	761	403	719	761	549			
19	502	694	343	636	730	524	491	687	315	456	758	390	619	706	485			
20	459	602	348	566	656	443	445	587	330	415	691	353	530	640	451			
21	394	518	296	490	572	413	375	503	264	365	566	304	445	583	384			
22	404	535	310	467	582	358	390	518	291	389	567	338	387	603	305	2,397	3,015	1,352
23	405	543	310	457	561	336	390	531	298	415	579	358	378	587	301			
24	445	589	342	531	627	411	415	564	310	440	656	368	411	609	364			
25	508	683	392	547	725	411	484	644	371	535	797	461	402	676	364			
26	633	813	503	692	894	545	596	756	459	658	897	586	508	797	463			
27	654	872	493	670	871	511	644	867	473	776	986	669	508	834	434			
28	573	786	395	576	747	370	576	819	403	666	918	550	403	691	340			

年度	うちポーランド			うちアイルランド			うちフランス			うちオランダ			うちイタリア			うちデンマーク		
		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン		チルト [°]	フローズン
12							1,298	1,307	1,279							132		132
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																411		411
24																		
25							2,469	3,020	1,165	1,861	2,678	1,797						
26	398		398	460		460	1,583	3,350	889	1,814	2,035	1,809						
27	389		389	484		484	1,656	3,385	924	1,520	2,003	1,429						
28	442		442	493		493	1,907	2,750	847	1,598	1,958	1,480	1,676	1,789	1,387			

資料：財務省「貿易統計」

注1：EUは、16年4月までは15ヵ国、16年5月から18年12月までは25ヵ国、19年1月からは27ヵ国、25年7月からは28ヵ国。

注2：CIF価格のうち、枝肉輸入分については、部分肉換算量を用いて算出。

EU産牛肉輸入単価
(CIF価格、平成28年度)

	(円/kg、トン)							
	全世界	EU計	ポーランド	アイルランド	フランス	オランダ	イタリア	デンマーク
(輸入量)	(526,065)	(576)	(206)	(137)	(109)	(107)	(10)	(6)
CIF単価	573	968	442	493	1,907	1,598	1,676	411
うち冷蔵	786	2,456	(輸入なし)	(輸入なし)	2,750	1,958	1,789	(輸入なし)
うち冷凍	395	677	442	493	847	1,480	1,387	411

牛肉生産量(部分肉ベース※1、EU国別)

(単位:千トン)

年 次	日本	EU計	対日輸出可 能国計①										オーストリア ②※2	①、②以外	ドイツ	英国	スペイン
				フランス	イタリア	アイルランド	ポーランド	オランダ	スウェーデン	デンマーク	リトアニア	ハンガリー					
				1	4	6	7	8	11	12	19	21					
16	360	5,796	3,057	1,096	802	394	217	270	100	105	41	32	144	2,594	881	503	500
17	350	5,660	2,966	1,062	771	382	217	277	95	95	44	23	143	2,550	817	533	501
18	348	5,696	2,974	1,031	776	401	254	269	96	90	33	23	152	2,570	835	593	469
19	353	5,749	3,045	1,072	783	407	266	270	93	91	39	24	152	2,551	830	617	434
20	364	5,666	2,944	1,052	740	375	275	265	90	90	33	22	157	2,565	840	603	461
21	362	5,574	2,951	1,061	734	359	278	281	95	90	32	21	158	2,465	833	583	419
22	360	5,705	2,999	1,071	748	391	281	272	93	93	31	19	159	2,547	844	636	425
23	350	5,635	2,955	1,097	700	382	274	267	93	94	29	19	156	2,525	819	655	423
24	363	5,386	2,814	1,048	670	347	268	261	85	89	29	18	156	2,417	802	620	414
25	356	5,172	2,681	980	589	362	270	262	85	90	26	16	160	2,330	774	593	407
26	351	5,188	2,657	988	486	407	289	263	89	88	28	18	156	2,374	800	614	410

※3

年 次	日本	EU計	①、②以外														
			ベルギー	ルーマニア	フィンランド	ポルトガル	チェコ	ギリシア	クロアチア	スロベキア	ラトビア	ブルガリア	スロベニア	エストニア	ルクセンベルグ	キプロス	マルタ
			9	13	14	15	16	17	18	20	22	23	24	25	26	27	28
16	360	5,796	197	113	65	83	68	54	22	18	15	22	33	11	7	3	1
17	350	5,660	187	133	61	83	57	51	23	18	14	21	32	9	7	3	1
18	348	5,696	201	112	61	74	56	51	25	15	14	16	28	10	7	3	1
19	353	5,749	202	115	62	64	56	53	23	16	16	15	27	11	6	3	1
20	364	5,666	200	105	57	76	56	53	25	14	15	14	26	10	7	3	1
21	362	5,574	183	109	57	72	54	42	26	12	14	15	25	10	6	3	1
22	360	5,705	197	108	58	65	52	54	26	11	13	14	25	9	7	3	1
23	350	5,635	191	100	58	67	50	55	25	9	13	15	25	9	6	3	1
24	363	5,386	184	80	57	65	46	52	20	8	12	14	23	9	6	4	1
25	356	5,172	175	67	57	65	46	54	20	9	12	13	22	8	6	2	1
26	351	5,188	180	75	58	56	46	32	31	8	12	12	22	7	6	3	1

(出典:FAOSTAT)

※1 生産量は部分肉ベース(原統計に0.7を乗じて変換)

※2 食品安全委員会にて輸入解禁に向けた審議済み。

※3 対日輸出可能国のシェア(H26)は51%

○ 牛肉輸出量(EU→EU域外)

(単位:千トン)

年次	EU計	対日輸出 可能国計 ①									オーストリア ②※2	①、② 以外				
			ポーランド	オランダ	アイルランド	イタリア	フランス	デンマーク	リトアニア	スウェーデン			ドイツ	スペイン	英国	ベルギー
			1	4	5	6	10	11	14	21			2	3	7	9
17	140	81	13	7	29	10	5	4	12	1	5	55	37	14	0	3
18	127	70	8	6	29	9	3	5	11	0	6	51	37	9	0	3
19	72	37	6	3	4	5	3	3	12	0.2	4	32	22	4	0.3	2
20	105	51	12	5	2	9	4	5	13	0	8	47	34	5	1	4
21	70	37	9	7	1	7	4	2	8	0	6	27	16	4	2	1
22	214	119	44	9	12	19	9	13	12	0.1	13	81	52	11	3	5
23	289	185	85	12	15	20	29	10	15	0.1	16	88	57	13	5	5
24	182	117	60	11	6	11	7	6	15	0.3	10	56	30	15	5	3
25	138	76	28	12	6	10	6	5	9	0.2	11	52	27	11	4	5
26	175	96	35	16	15	12	5	4	9	0.2	16	63	30	14	8	5
27	182	99	47	17	12	10	6	5	3	0.2	13	69	32	17	8	6
28	210	115	51	20	17	12	7	6	2	0.1	13	82	27	22	12	11

年次	EU計															
		クロアチア	スロベニア	ルーマニア	ポルトガル	ハンガリー	ブルガリア	フィンランド	ギリシャ	ラトビア	エストニア	チェコ	ルクセンブルグ	スロバキア	マルタ	キプロス
		12	13	15	16	17	18	19	20	22	23	24	25	26	27	28
17	140	0.2	0	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0	0	－	0	0	0	0
18	127	1	0	0.1	0.1	0	0	0	0.1	0	0	－	0	0	0	0.1
19	72	1	0	0.5	0.1	1	0.1	1	0.2	0	0	0	0	0	0	0
20	105	0.4	0.2	0	0.1	1	0	0.1	1	0	0	0	0	0	－	0
21	70	2	0.3	0	0.1	0.3	0	0.1	1	0	0	0	0	0	0	0
22	214	4	0.9	0.6	0.4	1	0.1	0	1	0.3	0.1	2	0	0	0	0
23	289	2	1.0	0.5	1	1	0.1	0.2	1	0	0.1	1	0	0	0	0
24	182	0.0	0.2	0.5	1	1	0.1	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0
25	138	2	0.2	0.3	1	1	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	175	2	0.8	0.1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	－	0
27	182	2	2.4	0.3	1	0.3	1	0.1	0	0	0	0	0	0.1	－	－
28	210	4	3.1	1.8	1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	－	－

出典：欧州委員会統計局

※1：輸出量は製品重量ベース。

※2：食品安全委員会にて輸入解禁に向けた審議済み。

※3：輸入実績が50トン未満の場合は「0」表記。

－：データ無し(H17、18、20、26、27、28におけるEU計の値は、「－」以外の国の合計値)

EU28の牛肉域外輸出量

(単位: 万トン)

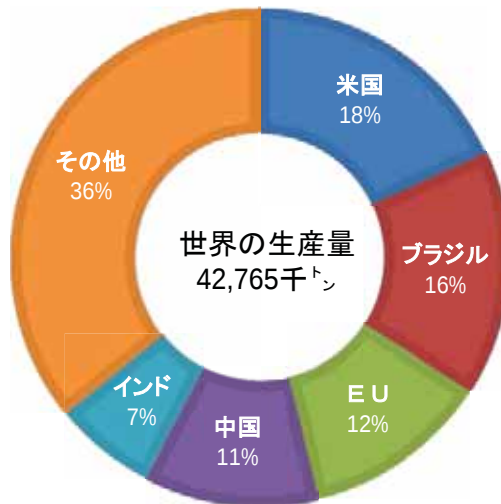
年次	域外合計						
		ボスニア ・ヘルツェゴビナ	ノルウェー	中国	スイス		日本 ロシア
平成22	21.4	0.9	0.1	0.1	1.3	0.0	8.1
平成23	28.9	1.2	0.6	0.3	1.5	0.0	7.5
平成24	18.3	1.0	1.3	0.3	1.3	0.0	5.3
平成25	13.9	1.8	0.9	0.4	1.9	0.0	3.2
平成26	17.5	2.7	0.7	1.8	1.9	0.0	2.8
平成27	18.1	3.2	1.8	1.2	1.7	0.1	0.0
平成28	21.0	3.3	1.7	1.7	1.7	0.1	0.0

出典: グローバルトレードアトラス 注: 中国は香港を含む

EUの牛肉の状況

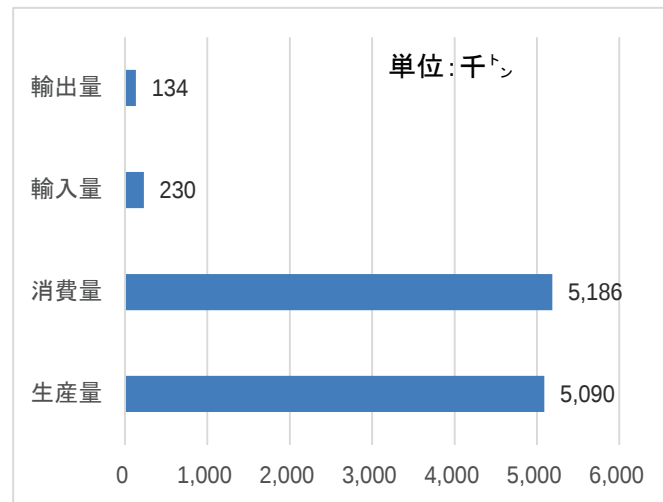
- 牛肉の生産量は世界の約1割。
- フランス、ドイツ、イタリア、英国、スペインの5ヶ国でEU全体の生産量の6割以上を占める。
- 生産量のほとんどをEU域内で消費し、輸出仕向けは約3%程度。

世界の生産割合
(2014年)



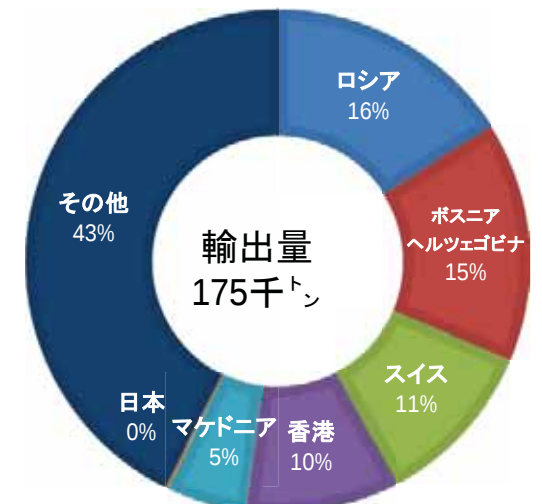
出典: USDA Foreign Agricultural Serviceのデータを部分肉ベースに換算

EUの需給状況
(2013年)



出典: Eurostatのデータを部分肉ベースに換算

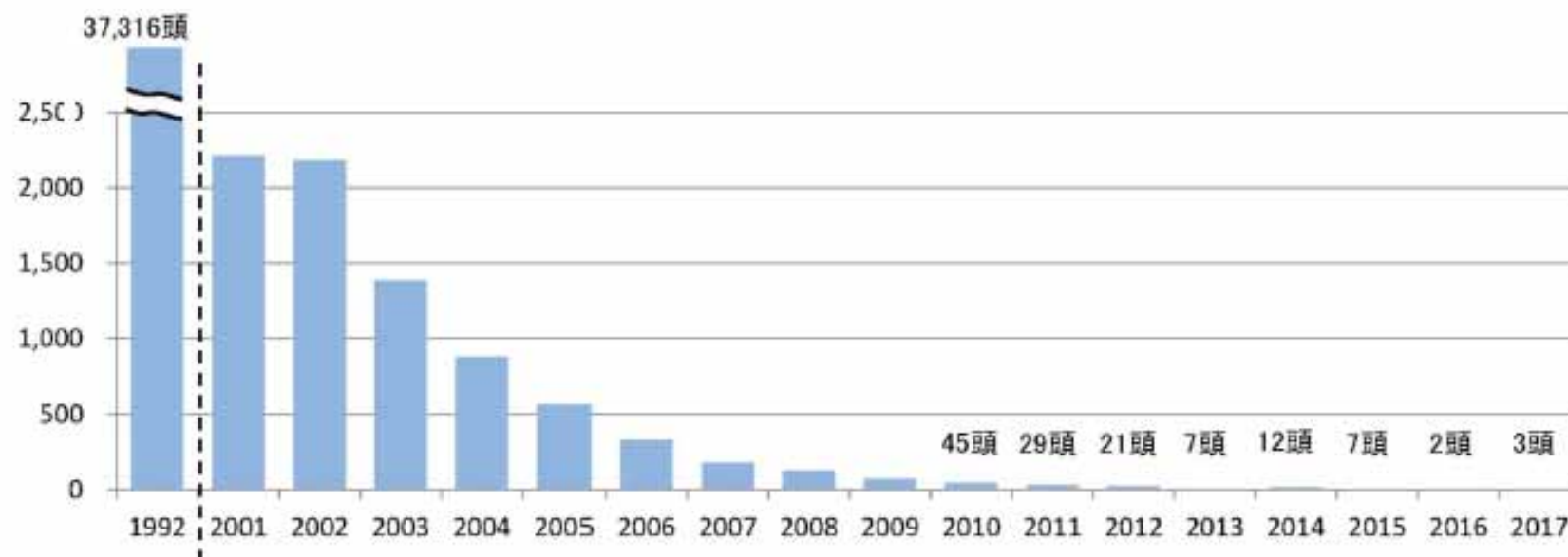
主な輸出先国
(2014年)



出典: Global Trade Atlas

世界のBSE発生件数の推移

- ・ 発生のピークは1992年。
- ・ BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	2	3	190,674
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	2	3	5,984
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	21 ^(※2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：OIE情報（2017年5月15日時点におけるOIEウェブサイト掲載情報）をもとに動物衛生課でとりまとめ

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

BSEの発生状況

2016年7月5日現在



BSE発生国で、牛肉等の輸入が認められていない国

英国	1989年以前から	チェコ	2001年
ポルトガル	1994年	フィンランド	2001年
ベルギー	1997年	ギリシャ	2001年
ルクセンブルグ	1997年	スロバキア	2001年
ドイツ	2000年	スロベニア	2001年
スペイン	2000年	イスラエル	2002年
オーストリア	2001年	ルーマニア	2014年

BSE発生国だが、牛肉等の輸入が認められている国

	〔初発生年〕	〔牛肉等の輸入 停止措置解除日〕
カナダ	(1993年), 2003年	2005年12月12日
米国	(2003年), 2005年	2005年12月12日
フランス	1991年	2013年2月1日
オランダ	1997年	2013年2月1日
アイルランド	1989年	2013年12月2日
ポーランド	2002年	2014年8月1日
ブラジル	2012年	2015年12月21日*
デンマーク	2000年	2016年2月2日
ノルウェー	2015年	2016年2月2日
スウェーデン	2006年	2016年2月26日
イタリア	2001年	2016年5月2日
スイス	1990年	2016年7月5日
リヒテンシュタイン	1998年	2016年7月5日

*厚生労働省の輸入再開日、家畜衛生条件(加熱処理肉等)の改正は2015年12月4日付け

- BSE発生国で、牛肉等の輸入が認められていない国: 14
- 輸入牛でBSEが発生したため、牛肉等の輸入が認められていない国・地域: 2
- BSE発生国だが、牛肉等の輸入が認められている国: 13
- 日本

注1) 記載年次は初発生事例のOIE等への報告年

注2) ()は輸入牛での発生年

豚 肉

- 豚肉の差額関税制度は、昭和46年(1971年)の豚肉の輸入自由化に際し導入されたもの。その後、ウルグアイ・ラウンドにより一部改正されたものの、基本的な仕組みは維持。
- 具体的には、
 - ① 輸入価格が低い場合には、基準輸入価格に満たない部分を関税で徴収し、国内養豚農家を保護する一方、
 - ② 価格が高い場合には、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図るという仕組み。

【生産量】

国内生産量 (2016年度)	主な生産地 (飼養頭数ベース:2017年2月1日現在)		
894千トン (生産量シェア)	鹿児島県 (14%)	宮崎県 (9%)	千葉県 (7%)

出典:食肉流通統計
畜産統計

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2016年度)		
877千トン (輸入量シェア)	米国 (31%)	カナダ (21%)	デンマーク (13%)

出典:貿易統計

【価格】

価格の推移(円/kg)					
年度	2012	2013	2014	2015	2016
国内価格	629	713	847	771	754
国際価格	526	529	556	532	526

(注)部分肉ベース

国内価格:省令価格(東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値

国際価格:CIF平均単価

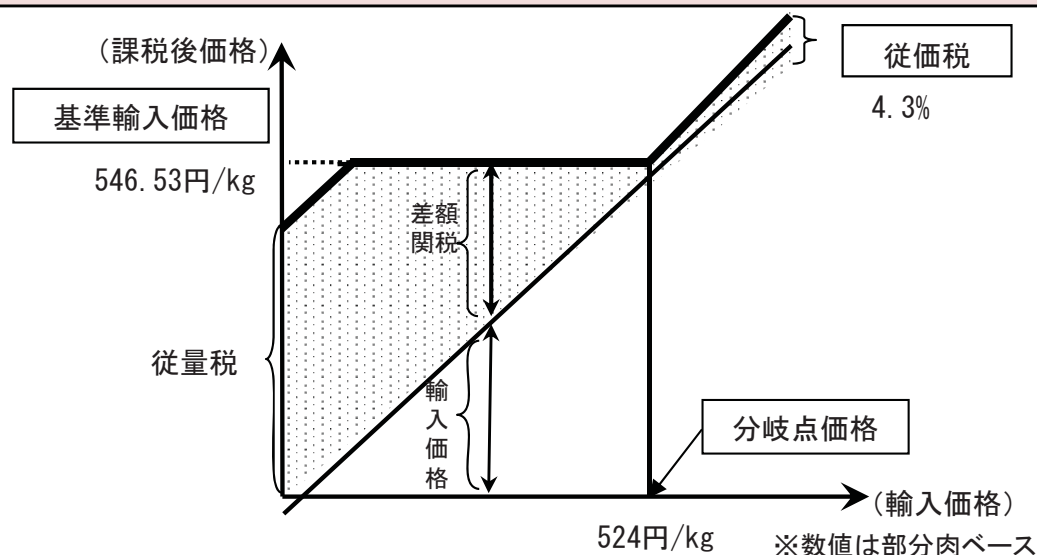
出典:食肉流通統計
貿易統計

【国境措置】

関税率 (国境措置の概要)

(差額関税制度)

- ・64.53円/kg $\geq$ 輸入価格の場合:482円/kg
- ・524円/kg $\geq$ 輸入価格の場合:546.53円と輸入価格の差額
- ・524円/kg $<$ 輸入価格の場合:4.3%



○ 豚肉の関税緊急措置

- ・ 輸入数量が一定水準を超えて急増した場合、基準輸入価格をWTO上の譲許水準(681.08円/kg)に戻す緊急措置が講じられる。
- ・ URにおいて関税化したことから、特別セーフガードの対象。

※数値は部分肉ベース

豚の飼養動向

①飼養戸数は、近年減少傾向で推移しており、14年間で約6割減少。

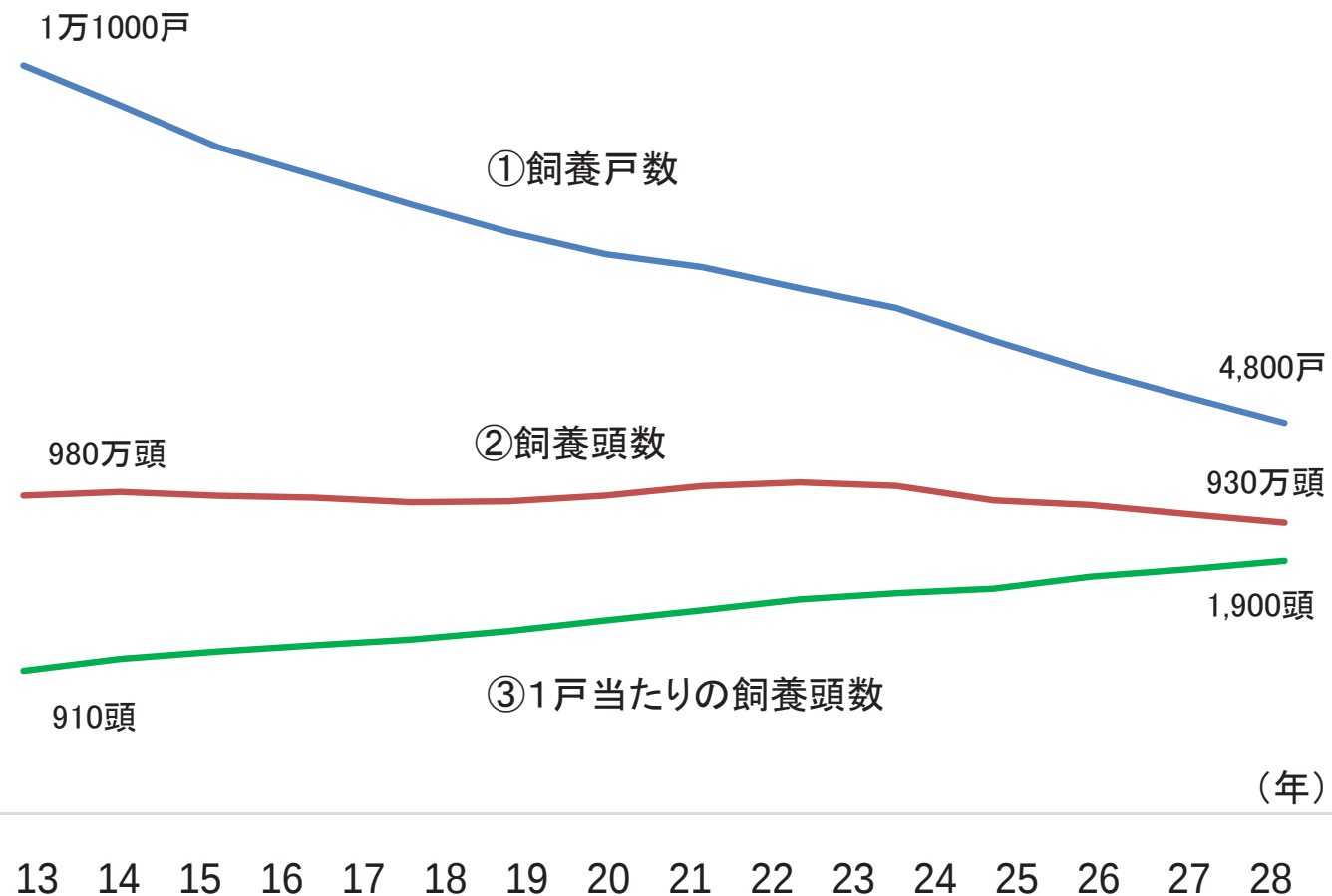
(13年:1万1000戸→28年:4,800戸)

②飼養頭数は、近年ほぼ横ばいで推移している。

(13年:980万頭→28年:930万頭)

③1戸当たりの飼養頭数は着実に増加しており、14年間で約2倍の増加。

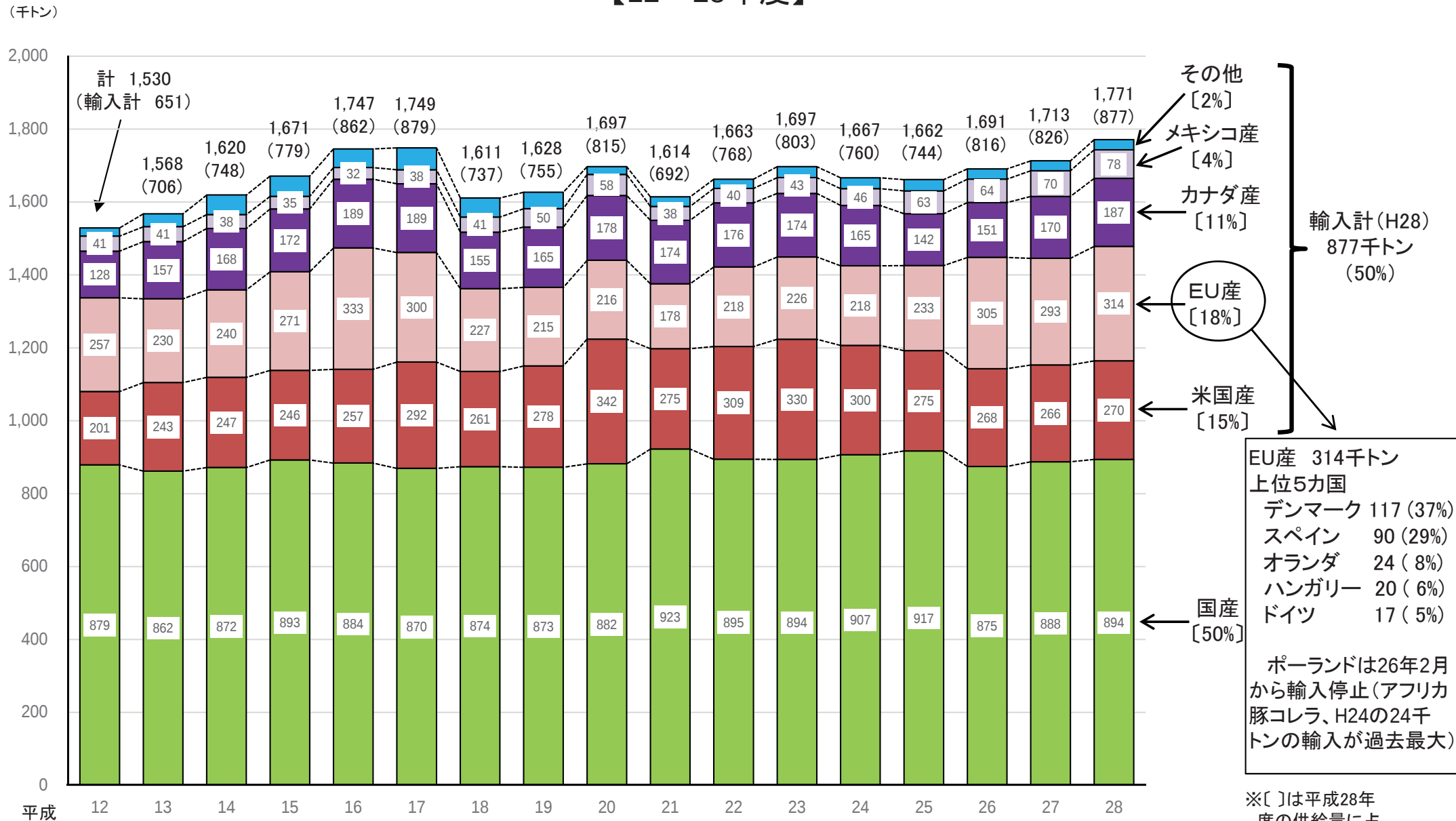
(13年:910頭→28年:1,900頭)



出典:農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」

我が国の豚肉の供給量

【12～28年度】



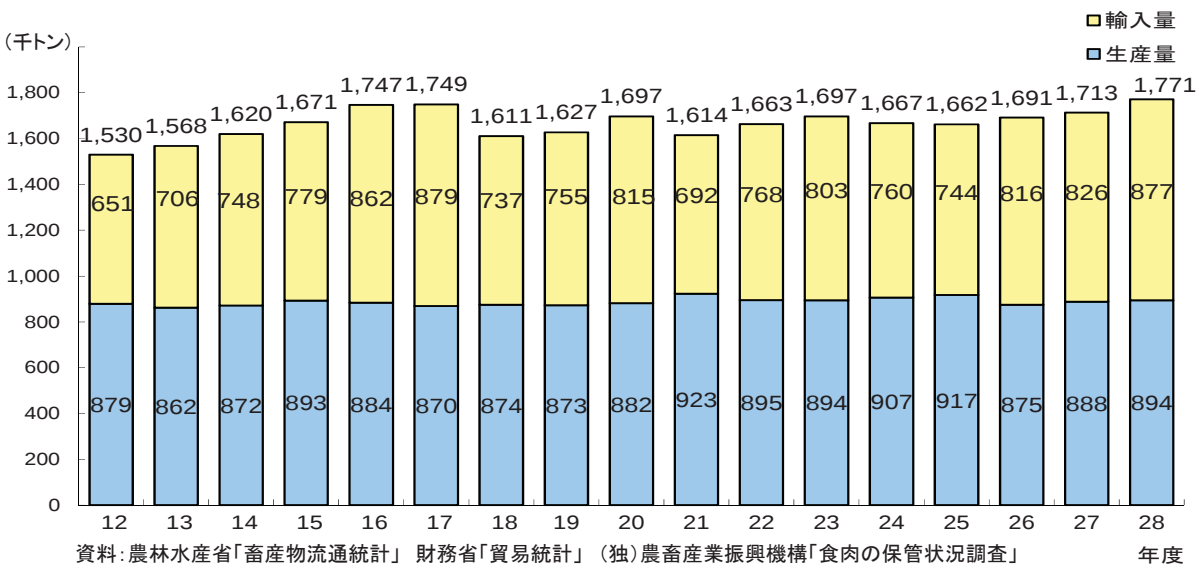
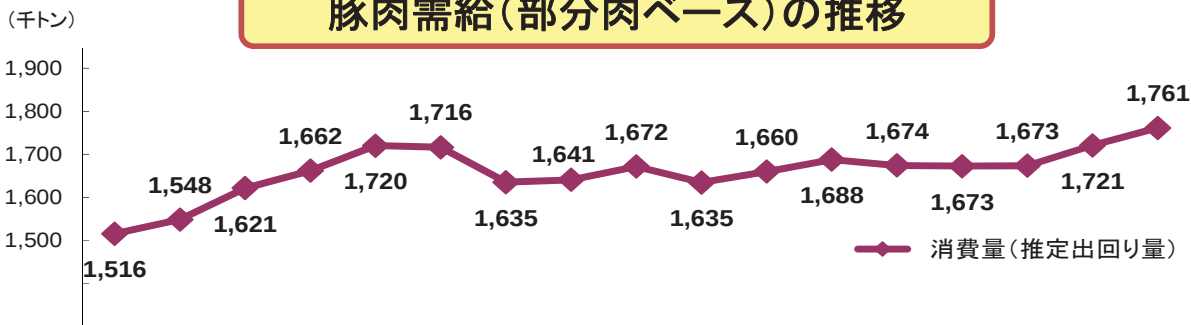
資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
注1：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

※〔 〕は平成28年度の供給量に占める割合

豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量(推定出回り量)は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により16年度まで増加。
18年度頃に、この代替需要が落ち着き、その後は160万トン台後半を中心に概ね横ばいで推移していたが、最近は、牛肉需給の引き締まりを受け、豚肉に対する需要が増加したこと等から、27年度、28年度は170万トンを超える水準となった。
- 国内生産量は90万トン前後で推移。
- 豚肉の自給率(重量ベース)は、近年50%台で推移。

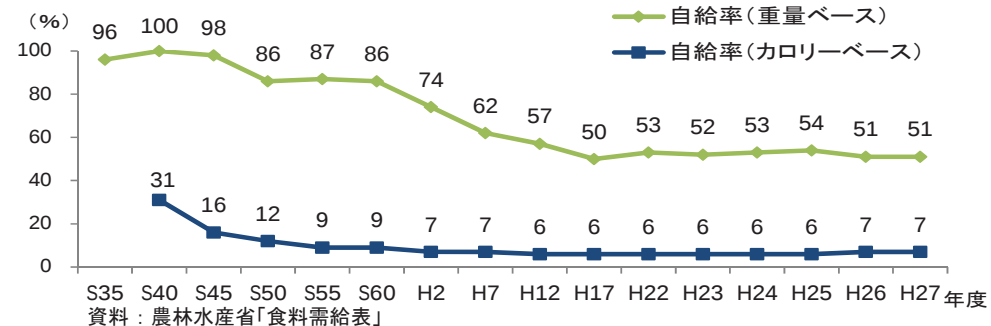
豚肉需給(部分肉ベース)の推移



資料：農林水産省「畜産物流通統計」 財務省「貿易統計」 (独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

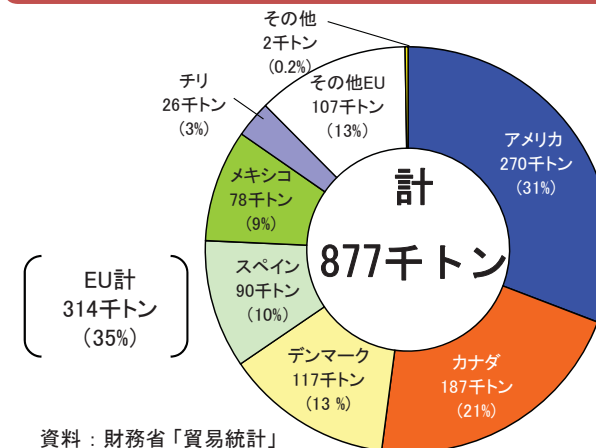
注：推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

豚肉の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

国別輸入量(部分肉ベース)平成28年度



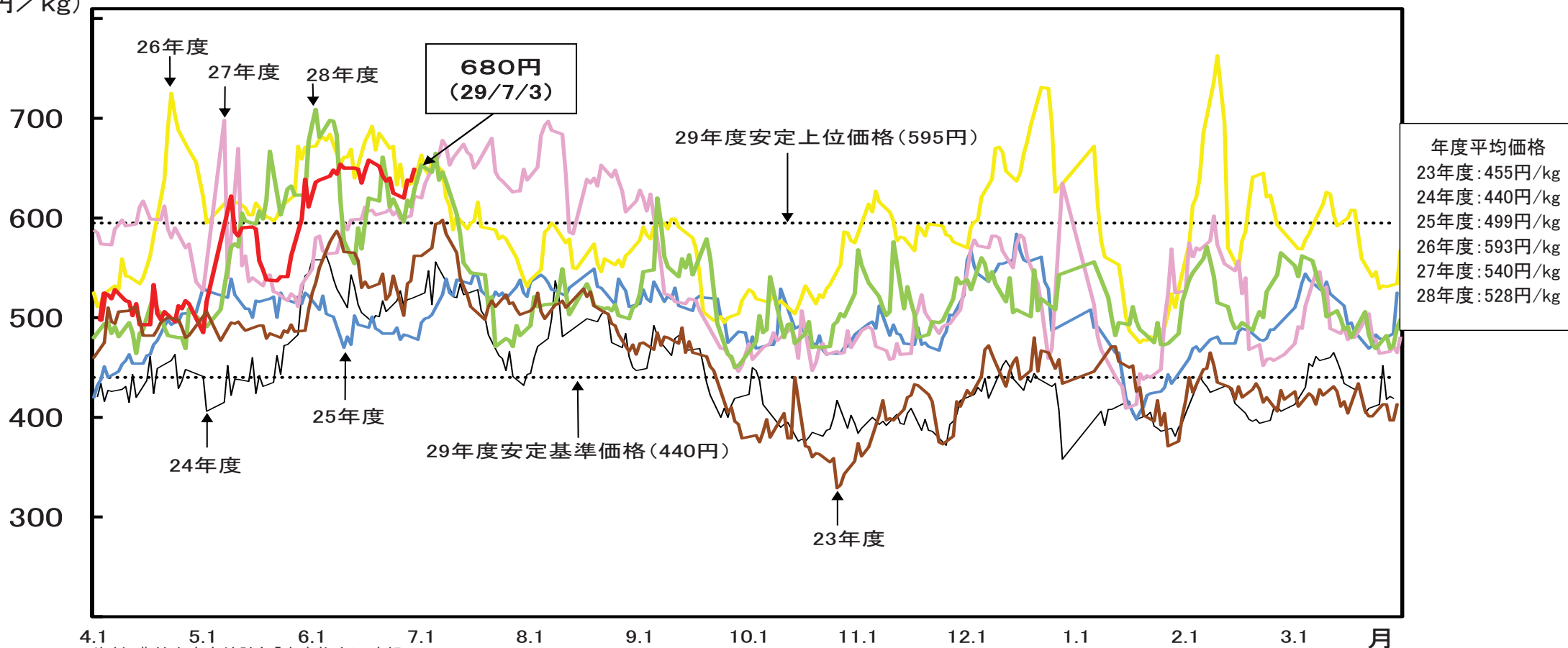
資料：財務省「貿易統計」

豚枝肉卸売価格(省令価格)の推移

- 豚枝肉卸売価格は、例年と畜頭数が増える秋に低下し、その後、年末の需要期に向けて上昇する傾向。
- 26年度から27年度前半にかけては、25年度の猛暑の影響、国内における豚流行性下痢(PED)発生の影響等によって出荷頭数が減少したことから、例年を上回って高水準で推移。
- 27年度後半からは、出荷頭数は回復傾向にあり、28年夏以降、価格水準にも落ち着きが見られ、最近では概ね安定的に推移。

※ 省令価格:東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値

(円/kg)



資料:農林水産省統計部「畜産物市況速報」

注1:東京大阪食肉市場の生体搬入物の頭数加重平均価格(上規格以上)である。

注2:土・日曜日、祝日の価格を除く。

注3:卸売価格は税込み価格(平成26年4月1日以降は消費税5%から8%に変更した価格)である。

○ 豚肉に係る国境措置

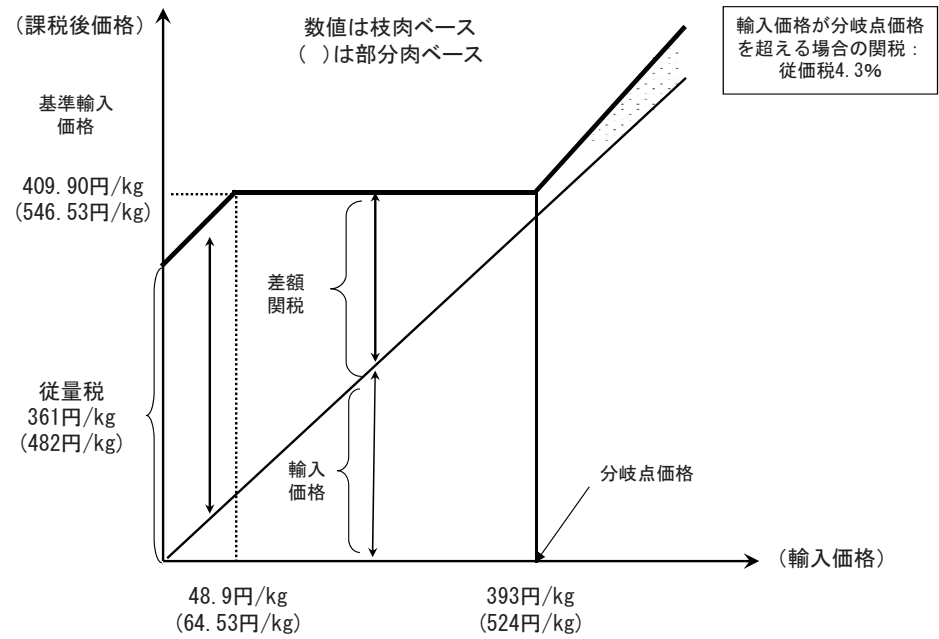
- i) ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、差額関税制度の機能を維持したが、基準輸入価格等について譲許水準からの引き下げを合意した。
- ii) 一方、その代償措置として、豚肉等について、各四半期末までの累計輸入量が発動基準数量（前3か年度同期の平均輸入量の119%）を超えた場合、基準輸入価格が譲許水準に戻される緊急措置制度を導入した。

○ 豚肉の基準輸入価格及び従価税率

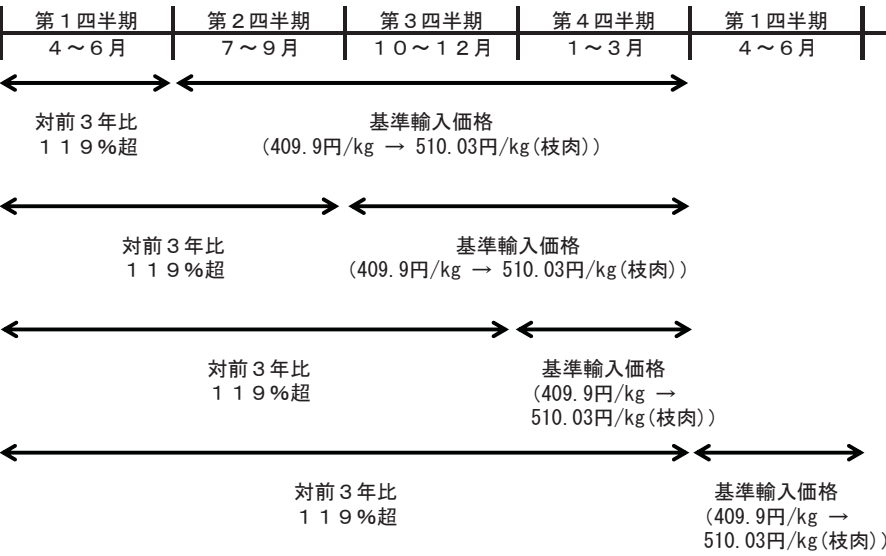
(単位:円/kg、%)

年 度 (西 暦)	平成6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 ~ 29 (2000~2017)
基準輸入価格 ※数値は枝肉ベース ()は部分肉ベース	470.0 (626.67)	460.01 (613.34)	450.02 (600.03)	440.06 (586.76)	429.71 (572.95)	419.79 (559.73)	409.90 (546.53)
従価税率	5.0	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.3

○ 豚肉の関税制度

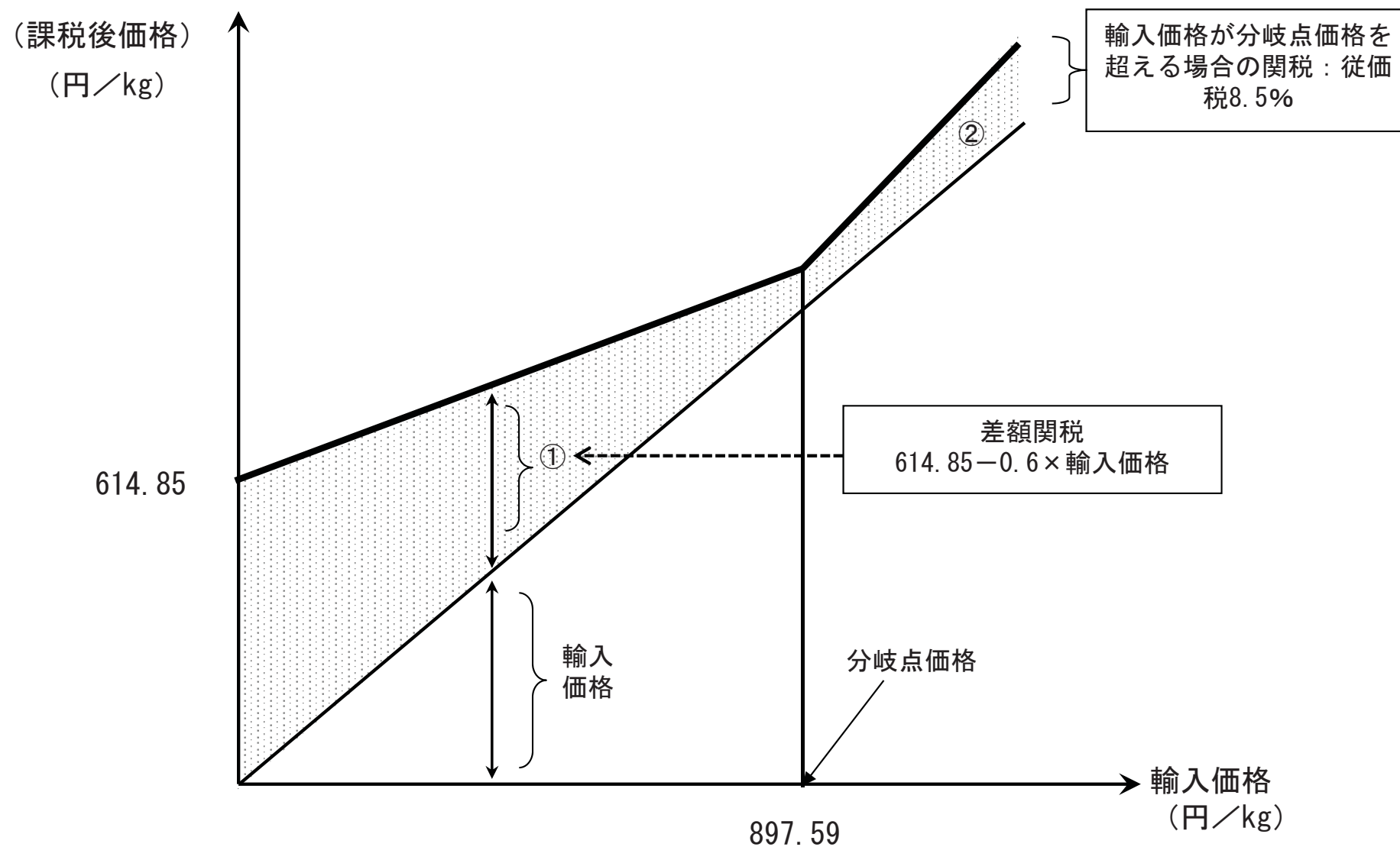


○ 緊急措置の発動例



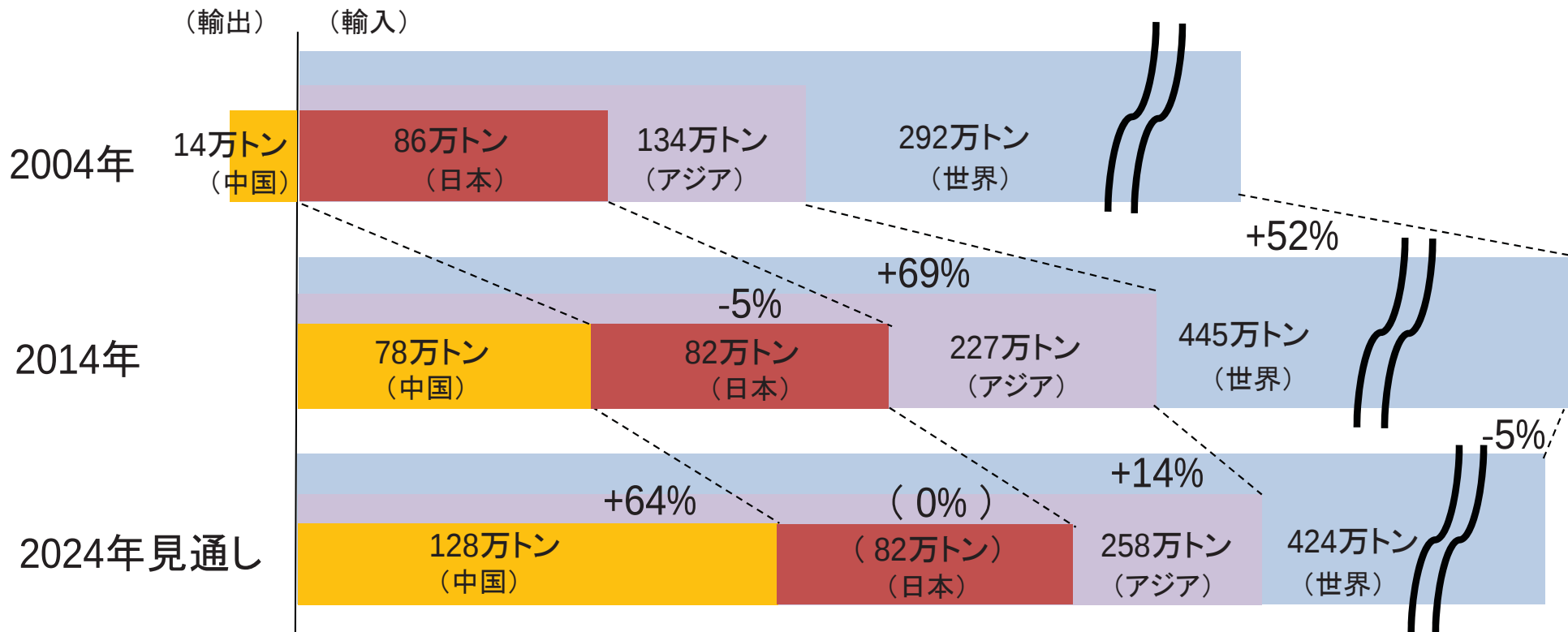
(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ（約1ヶ月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

○ 加工品の差額関税制度(数値は平成12年度以降)



世界とアジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2004年の世界の豚肉輸入は292万トン、うちアジア地域が134万トン、日本が86万トン。
- この10年間で、中国が14万トンの輸出国から78万トンの輸入国に転じ、アジアの豚肉輸入は1.7倍に急増し、2014年には我が国と中国で世界の輸入の4割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は80万トン程度で横ばい)。
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の豚肉輸入量は424万トン(2014年と比べて-5%)、うち中国が128万トンとの見通し。



(出典) USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2015.2” (部分肉ベースに換算)

財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、香港、韓国、台湾の計。2014年は、日本、中国、韓国、香港、フィリピン、シンガポールの計。

2024年は、日本、中国、香港、韓国の計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

「世界」は、USDA資料中の主要豚肉輸入国の輸入量の合計。

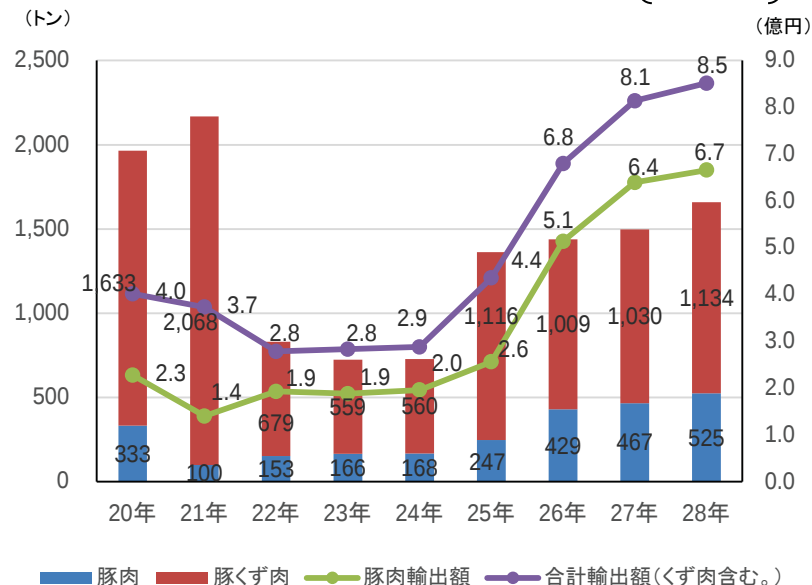
「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

国産豚肉の輸出について

- 豚肉の輸出については、価格競争力がある豚くず肉(豚足等)を中心に、平成17年から21年にかけて増加傾向で推移。
- 平成22年の口蹄疫発生により輸出が一時停止したこと等から輸出量は大きく減少、その後も原発事故の影響等により横ばいで推移。
- 平成25年以降は輸出量が拡大し、平成28年の豚肉(くず肉を除く)の輸出額は6.7億円と過去最高となったところ。
- 現在、米国・EUに対しては衛生条件が整っておらず輸出できないが、輸出先は、香港、シンガポール、マカオを中心。
- 平成31年に輸出額12億円(1,000トン相当)を目標として設定。

日本産豚肉の輸出実績

前年比
数量:111%
金額:105%



EU加盟国への輸出実績等

(豚肉)	衛生条件	関税率	H28年実績	
			輸出量 (トン)	輸出額 (百万円)
EU	協議中	46.7～86.9 ユーロ/100kg	—	—
全世界			1,658 (前年比11%増)	851 (前年比5%増)

資料:貿易統計

豚肉関連製品の具体例

関税率 20%

串カツ(衣付き)



(関税番号)
160241090
160242090
160249290

シーズンドポーク
(胡椒入り細切れ肉)



輸入量 18万トン
(EUシェア 11%)
輸入単価 339円/kg

差額関税

生ハム



ハム・ベーコン



(関税番号) 021011010 021011020 021012010
021012020 021019010 021019020 021099011
021099019 160241011 160241019 160242011
160242019 160249210 160249220

輸入量 0.9万トン
(EUシェア 48%)
輸入単価 1,216円/kg

関税率 8.5%

内臓



(関税番号)
020630091
020641090
020649091

輸入量 2.4万トン
(EUシェア 11%)
輸入単価 303円/kg

関税率 10%

ソーセージ



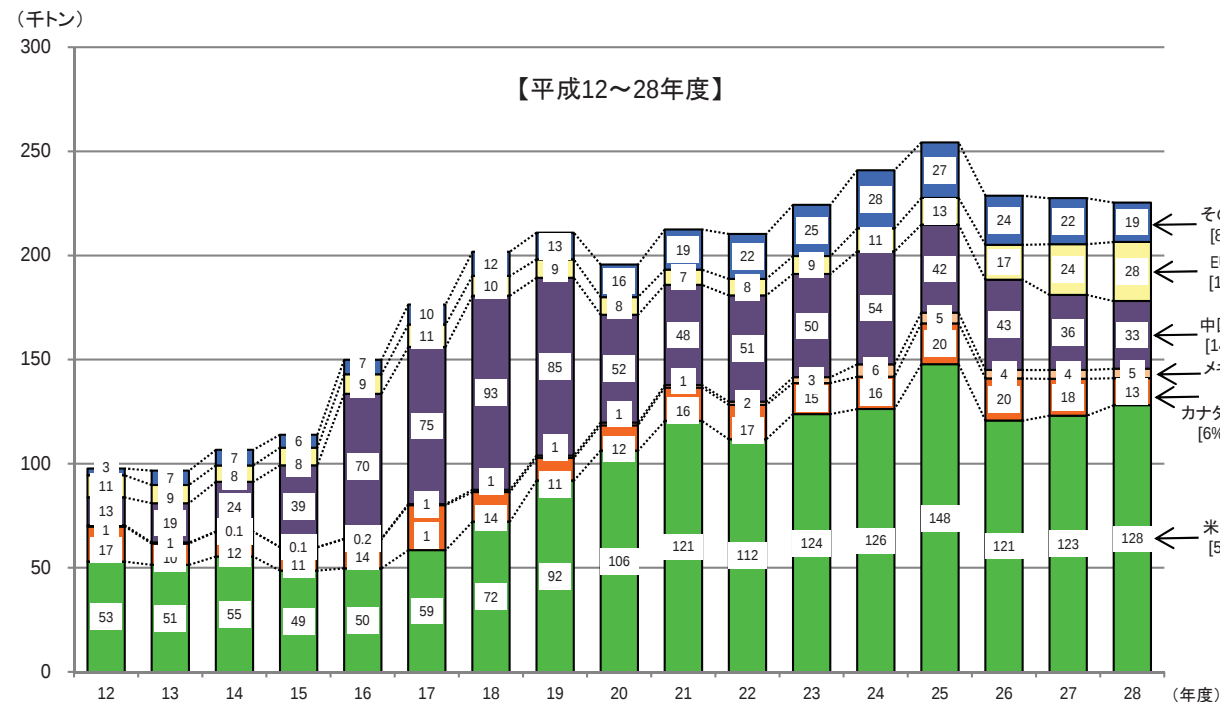
(関税番号)
160100000

輸入量 3万トン
(EUシェア 11%)
輸入単価 534円/kg

(出典:貿易統計、数値は28年度)

豚肉調製品の輸入量の推移について

- 豚肉調製品の輸入量は、増加傾向で推移しており、米国からの輸入が半分以上を占めている現状。
- 平成28年度において、EUからの輸入量は全輸入量の13%

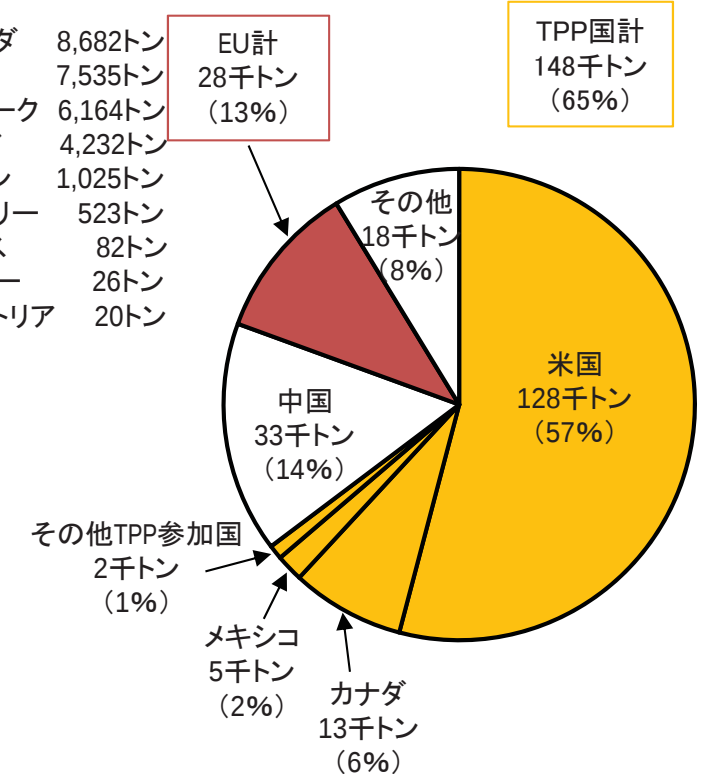


資料：財務省「日本貿易統計」
注：EU計は、現在の加盟国28カ国の合計値。

うち、オランダ	8,682トン
ドイツ	7,535トン
デンマーク	6,164トン
イタリア	4,232トン
スペイン	1,025トン
ハンガリー	523トン
フランス	82トン
ベルギー	26トン
オーストリア	20トン

輸入計
(H28年度)
225千トン

平成28年度輸入量



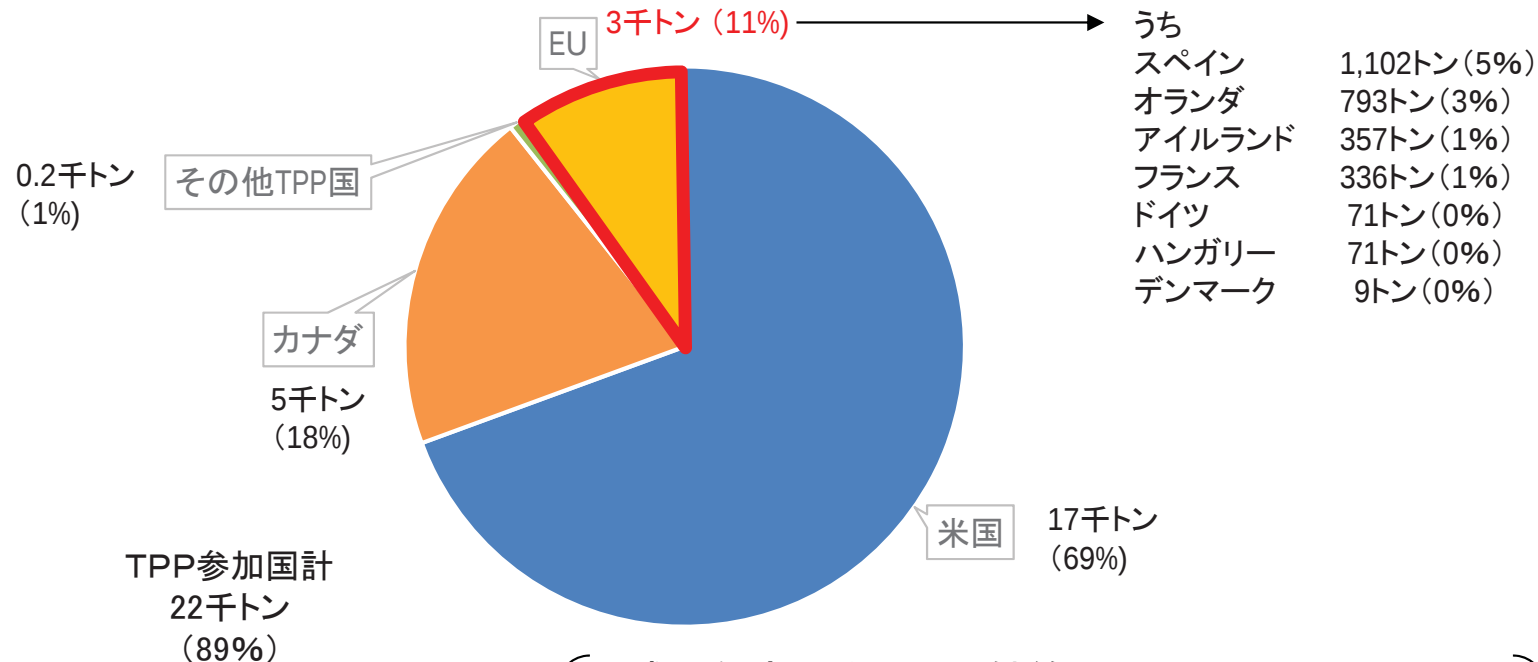
※(参考：豚肉調整品の関税)

生ハム、ハム・ベーコン類：差額関税、餃子の具等の調製品：従価税20%、ソーセージ類：従価税10%

豚内臓等の国別輸入量について

- 輸入される豚内臓等は、ほとんど全てが冷凍の豚のタンのこと。
- 主として冷蔵で流通する国産の豚タンと比べ、鮮度の差がある。
- 豚タンの供給量の大半を輸入で占めており、国産だけでは需要に対応できていない状況。

平成28年度 豚内臓等輸入量 24千トン



平成28年度 豚タン国内供給量 31千トン
 (うち、輸入24千トン、国産7千トン)
 国産の割合 約21%
 (出典：農林水産省調べ)

出典：財務省「日本貿易統計」

(参考：TPP合意内容)

- 【冷蔵】 現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃。
- 【冷凍・肝臓以外】 現行8.5%の関税を、初年度▲50%とし、以降毎年同じ割合で削減し、8年目に撤廃。
- 【冷凍の肝臓】 現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃。
 (胃、腸などのいわゆる白モツは、現行の関税率が既に無税)